

令和7年度
市税概要



目 次

I 寝屋川市の概要

1 市の位置	1
2 市の沿革	1
3 人口・世帯	2

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額	
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3

III 市税の総括

1 市税収入額等の推移	5
2 税目別調定額及び収入額	6
3 市税調定額の構成比	7
4 1人当たり及び1世帯当たりの市税収入額	7

IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数	9
(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3) 調定額	10
(4) 納税義務者1人あたりの調定額	10
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	11
2 法人市民税	
(1) 納税者数	13
(2) 調定額	13
(3) 業種別調定額	14
(4) e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数	15
(2) 調定額	15
(3) 土地	16
(4) 家屋	17
(5) 償却資産	18
(6) 交付金・納付金	19

2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19
VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税		
1	軽自動車税	
(1)	種別割（車種別課税台数及び調定額）	21
(2)	環境性能割（調定額）	22
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	22
3	入湯税	
(1)	調定額等	22
VII 地方譲与税及び府交付金等		
1	地方譲与税	23
2	府交付金	24
3	府民税徴収委託金	25
VIII 徴収		
1	徴収率の推移	26
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額	27
(2)	税目内訳件数及び金額	27
3	口座振替利用者数の状況	28
4	督促状発送状況	28
5	不納欠損額	28
6	歳出還付金の状況	29
IX その他		
1	徴税費の状況	30
2	税務機構及び事務分掌	31
3	税務職員の年齢及び経験年数等	32
4	税務職員の手当	32
5	固定資産評価審査委員会委員	33
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	33
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	34
(2)	証明手数料収入額（市民サービス部税担当部署分）	35
※ 税率の変遷		
	市民税の税歴	36
	諸税の税歴	60
	主な税制改正（令和5年度適用）	78

I 寝屋川市の概要

1	市の位置	1
2	市の沿革	1
3	人口・世帯	2

I 寝屋川市の概要

1 市の位置

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心から約 15 km、京都市域の中心から約 35 kmの距離にあります。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市・摂津市に接し、南部は守口市・門真市・大東市及び四條畷市に、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

○ 市の広さ

面積	24.70 km ²
東西	6.89 km
南北	7.22 km

2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、寝屋川市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

そのような中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。

現在、少子高齢化の進行、人口減少の到来などにより、人口は約 22 万人で推移しています。

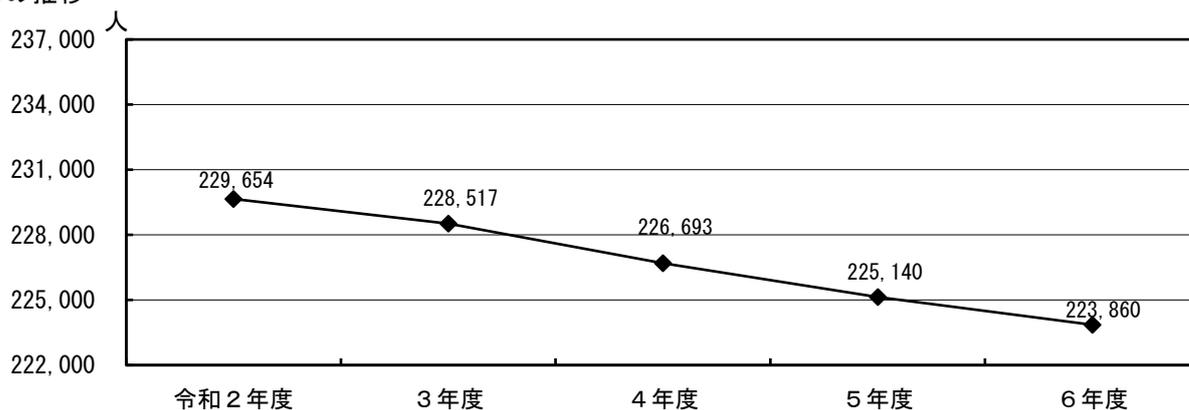
3 人口・世帯

(単位:人、世帯:%)

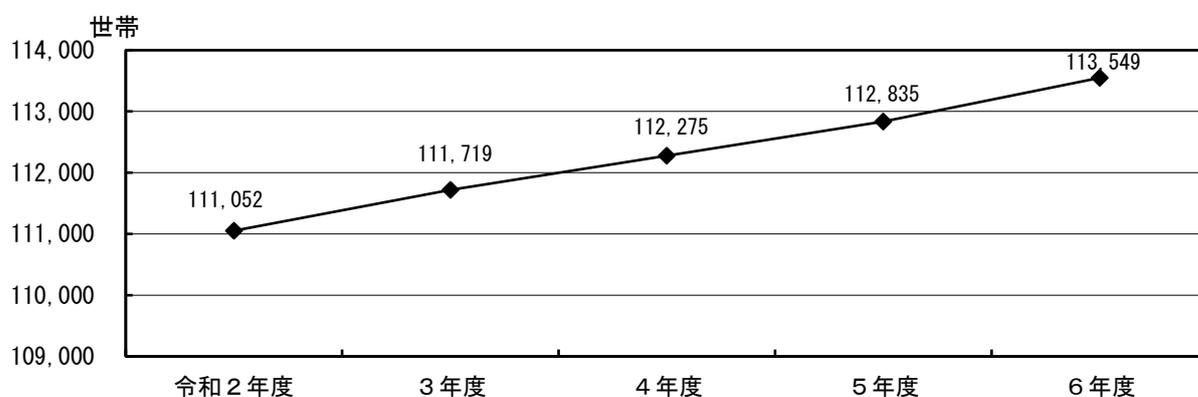
年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人口	229,654	228,517	226,693	225,140	223,860
世帯数	111,052	111,719	112,275	112,835	113,549
一世帯当たりの人口	2.07	2.05	2.02	2.00	1.97
1km ² 当たりの人口密度	9,298	9,252	9,178	9,115	9,063
人口の前年度比	99.3	99.5	99.2	99.3	99.4
令和2年度を100とした場合の人口指数	100.0	99.5	98.7	98.0	97.5

(人口及び世帯数は、各年度末現在)

人口の推移



世帯数の推移



Ⅱ 市の財政

1	一般会計予算額及び決算額	
(1)	歳入・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	歳出・・・・・・・・・・・・・・・・	3

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額

(1) 歳入

(単位：千円、%)

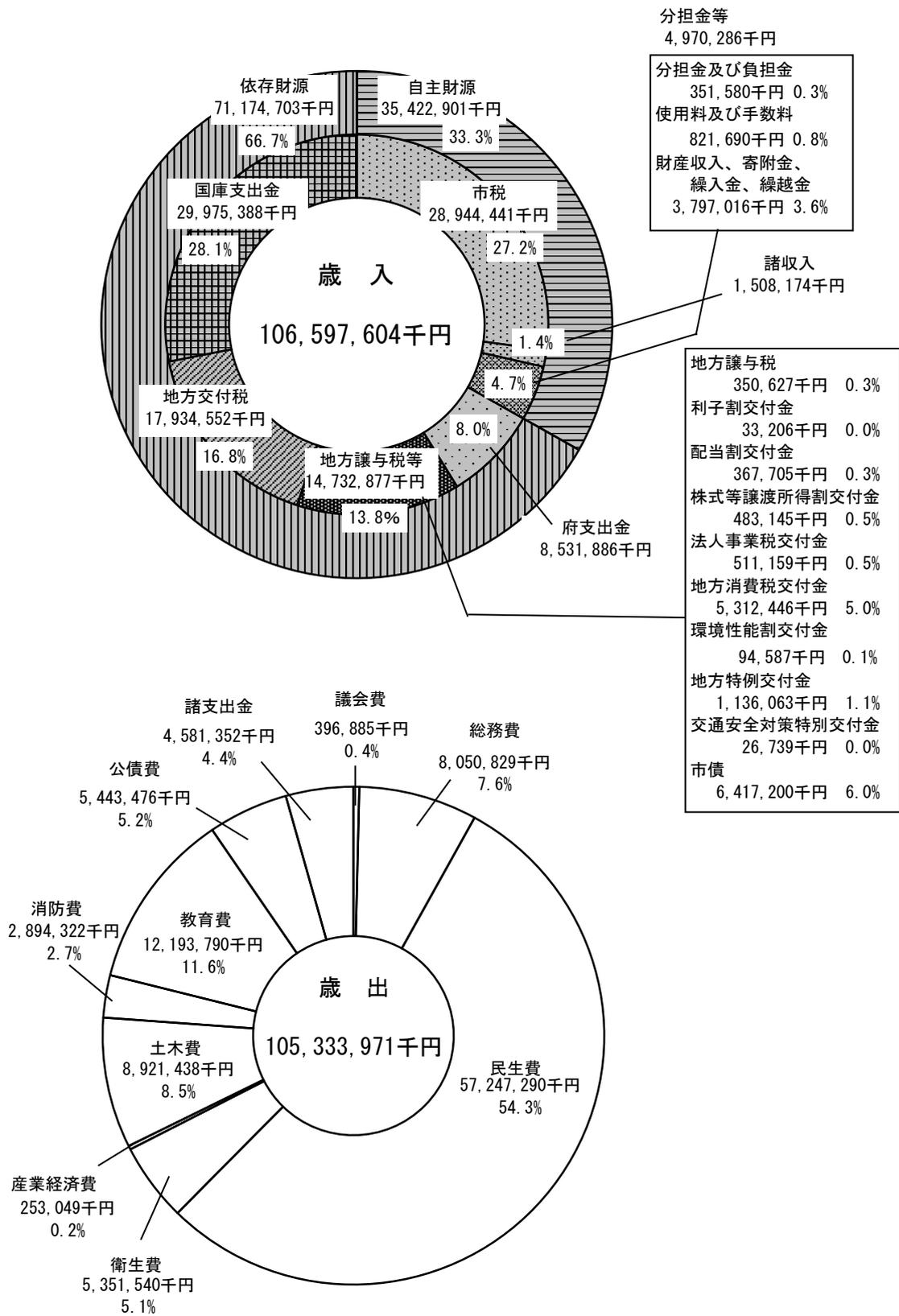
款 別	令和5年度				令和6年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	29,710,408	103.2	29,439,779	100.0	28,504,537	95.9	28,944,441	98.3
市 民 税	13,452,756	105.2	13,215,145	99.4	12,256,913	91.1	12,673,378	95.9
固 定 資 産 税	11,706,071	100.9	11,641,995	100.5	11,640,257	99.4	11,629,854	99.9
軽 自 動 車 税	374,827	96.1	366,345	99.8	375,206	100.1	379,734	103.7
市 た ば こ 税	1,609,059	109.1	1,657,626	99.6	1,658,789	103.1	1,709,428	103.1
入 湯 税	11,141	119.9	12,272	104.9	11,458	102.8	14,572	118.7
都 市 計 画 税	2,556,554	100.8	2,546,396	101.0	2,561,914	100.2	2,537,475	99.6
地 方 譲 与 税	338,185	89.8	349,174	101.5	368,799	109.1	350,627	100.4
利 子 割 交 付 金	28,993	90.2	26,655	93.5	26,383	91.0	33,206	124.6
配 当 割 交 付 金	224,077	116.5	266,445	112.1	209,511	93.5	367,705	138.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	218,957	87.4	286,604	168.7	266,908	121.9	483,145	168.6
法 人 事 業 税 交 付 金	497,019	112.7	468,584	114.0	490,092	98.6	511,159	109.1
地 方 消 費 税 交 付 金	4,822,371	110.3	5,071,007	98.4	4,789,578	99.3	5,312,446	104.8
自 動 車 取 得 税 交 付 金	10	100.0	4,166	167.0	10	100.0	0	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	63,421	99.9	91,556	122.7	72,680	114.6	94,587	103.3
地 方 特 例 交 付 金	210,002	101.1	205,445	93.0	1,635,018	778.6	1,136,063	553.0
地 方 交 付 税	16,635,687	107.5	16,635,687	107.5	17,934,552	107.8	17,934,552	107.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	36,600	100.0	28,342	93.3	29,604	80.9	26,739	94.3
分 担 金 及 び 負 担 金	388,879	78.5	411,747	85.5	349,158	89.8	351,580	85.4
使 用 料 及 び 手 数 料	713,788	87.5	707,273	86.7	830,965	116.4	821,690	116.2
国 庫 支 出 金	31,354,034	85.4	29,746,036	88.3	31,702,274	101.1	29,975,388	100.8
府 支 出 金	9,239,993	112.0	8,136,421	107.5	8,912,659	96.5	8,531,886	104.9
財 産 収 入	138,428	58.0	137,652	114.7	138,986	100.4	142,895	103.8
寄 附 金	150,859	148.6	146,121	150.5	226,687	150.3	218,519	149.5
繰 入 金	5,734,909	71.1	2,767,630	97.6	4,688,979	81.8	2,181,454	78.8
諸 収 入	2,572,559	58.3	2,546,259	75.2	1,906,951	74.1	1,508,174	59.2
市 債	10,280,800	149.6	8,253,800	170.5	8,492,700	82.6	6,417,200	77.7
繰 越 金	1,267,840	99.3	1,267,840	99.3	1,254,148	98.9	1,254,148	98.9
計	114,627,819	97.6	106,994,223	100.3	112,831,179	98.4	106,597,604	99.6

(2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	令和5年度				令和6年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	431,479	100.8	407,372	100.7	410,280	95.1	396,885	97.4
総 務 費	7,576,013	98.8	6,862,393	96.7	9,038,287	119.3	8,050,829	117.3
民 生 費	60,164,166	106.6	56,708,149	108.9	59,892,106	99.5	57,247,290	101.0
衛 生 費	6,980,469	68.8	6,293,423	70.2	6,107,843	87.5	5,351,540	85.0
産 業 経 済 費	395,392	56.9	372,649	58.3	273,447	69.2	253,049	67.9
土 木 費	10,154,934	82.4	8,417,027	97.1	9,847,565	97.0	8,921,438	106.0
消 防 費	2,757,043	97.7	2,744,614	97.6	2,908,714	105.5	2,894,322	105.5
教 育 費	14,232,591	107.8	13,156,566	108.6	13,370,134	93.9	12,193,790	92.7
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	5,563,033	95.2	5,518,947	95.6	5,473,107	98.4	5,443,476	98.6
諸 支 出 金	6,282,212	80.0	5,258,935	76.5	5,448,305	86.7	4,581,352	87.1
予 備 費	90,437	101.9	0	0.0	61,341	67.8	0	0.0
計	114,627,819	97.6	105,740,075	100.3	112,831,179	98.4	105,333,971	99.6

令和6年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



Ⅲ 市税の総括

1	市税収入額等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	税目別調定額及び収入額・・・・・・・・・・・・	6
3	市税調定額の構成比・・・・・・・・・・・・・・	7
4	1人当たり及び1世帯当たりの市税収入額・・・・・・・・	7

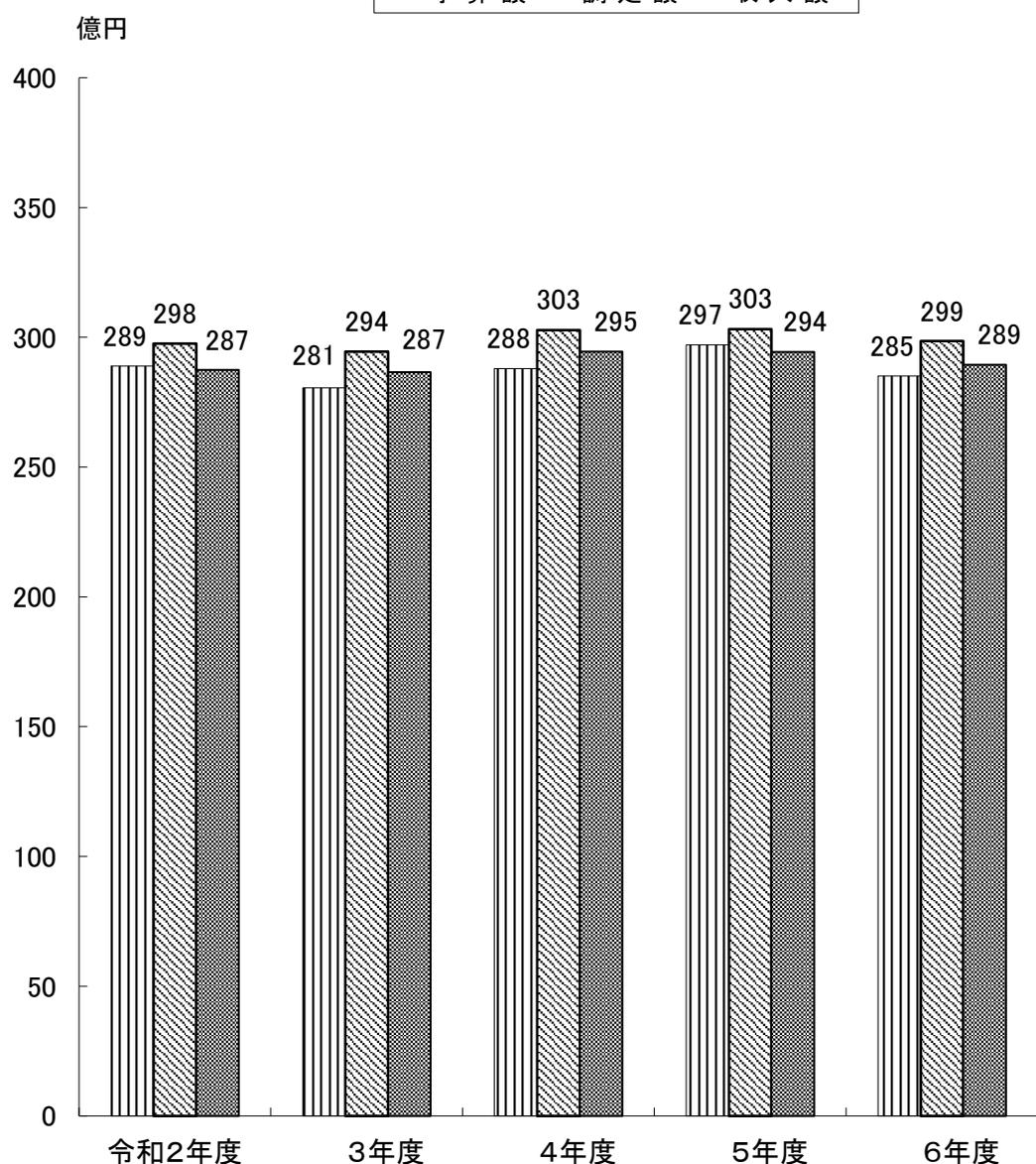
Ⅲ 市税の総括

1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
令和2	28,890,031	100.4	29,758,762	99.9	28,738,769	99.5
3	28,056,819	97.1	29,442,116	98.9	28,659,334	99.7
4	28,798,988	102.6	30,274,482	102.8	29,450,105	102.8
5	29,710,408	103.2	30,315,983	100.1	29,439,779	100.0
6	28,504,537	95.9	29,853,836	98.5	28,944,441	98.3

市税収入額等の推移



2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税目		年度	令和4年度			5年度			6年度		
			調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
市 民 税	個人	現年	11,861,373	11,653,572	98.2	11,695,832	11,526,176	98.5	11,019,592	10,861,854	98.6
		滞繰	205,113	116,302	56.7	276,528	112,638	40.7	314,369	106,633	33.9
		計	12,066,486	11,769,874	97.5	11,972,360	11,638,814	97.2	11,333,961	10,968,487	96.8
	法人	現年	1,529,334	1,528,697	100.0	1,578,999	1,574,298	99.7	1,688,965	1,694,369	100.3
		滞繰	9,910	1,646	16.6	13,108	2,033	15.5	17,613	10,522	59.7
		計	1,539,244	1,530,343	99.4	1,592,107	1,576,331	99.0	1,706,578	1,704,891	99.9
	計			13,605,730	13,300,217	97.8	13,564,467	13,215,145	97.4	13,040,539	12,673,378
固定 資産 税	純固定資産税	現年	11,298,930	11,217,472	99.3	11,360,621	11,279,312	99.3	11,351,759	11,274,851	99.3
		滞繰	383,875	76,846	20.0	378,929	66,839	17.6	378,191	58,587	15.5
		計	11,682,805	11,294,318	96.7	11,739,550	11,346,151	96.6	11,729,950	11,333,438	96.6
	交付金	現年	292,281	292,281	100.0	295,844	295,844	100.0	296,416	296,416	100.0
	計			11,975,086	11,586,599	96.8	12,035,394	11,641,995	96.7	12,026,366	11,629,854
軽自動車税	現年	369,963	363,015	98.1	370,045	360,895	97.5	382,733	373,956	97.7	
	滞繰	16,989	3,891	22.9	17,946	5,450	30.4	20,448	5,778	28.3	
	計	386,952	366,906	94.8	387,991	366,345	94.4	403,181	379,734	94.2	
市たばこ税	現年	1,664,363	1,664,363	100.0	1,657,626	1,657,626	100.0	1,709,428	1,709,428	100.0	
	滞繰	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	計	1,664,363	1,664,363	100.0	1,657,626	1,657,626	100.0	1,709,428	1,709,428	100.0	
入湯税	現年	11,701	11,701	100.0	12,272	12,272	100.0	14,572	14,572	100.0	
	滞繰	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	計	11,701	11,701	100.0	12,272	12,272	100.0	14,572	14,572	100.0	
都市計画税	現年	2,529,833	2,501,614	98.9	2,550,522	2,530,599	99.2	2,552,239	2,523,590	98.9	
	滞繰	100,817	18,705	18.6	107,711	15,797	14.7	107,511	13,885	12.9	
	計	2,630,650	2,520,319	95.8	2,658,233	2,546,396	95.8	2,659,750	2,537,475	95.4	
合計	現年	29,557,778	29,232,715	98.9	29,521,761	29,237,022	99.0	29,015,704	28,749,036	99.1	
	滞繰	716,704	217,390	30.3	794,222	202,757	25.5	838,132	195,405	23.3	
	計	30,274,482	29,450,105	97.3	30,315,983	29,439,779	97.1	29,853,836	28,944,441	97.0	

3 市税調定額の構成比

(単位：%)

年度 税目	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
個人市民税	40.0	39.5	39.9	39.5	38.0
法人市民税	5.2	4.9	5.1	5.2	5.7
固定資産税	39.8	40.1	39.5	39.7	40.3
軽自動車税	1.2	1.3	1.3	1.3	1.4
市たばこ税	5.0	5.4	5.5	5.5	5.7
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	8.8	8.8	8.7	8.8	8.9

4 1人当たり及び1世帯当たりの市税収入額

(単位：円)

	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	1人 当たり	1世帯 当たり								
人口	229,654人		228,517人		226,693人		225,140人		223,860人	
世帯数	111,052世帯		111,719世帯		112,275世帯		112,835世帯		113,549世帯	
市民税	56,856	117,576	56,171	114,897	58,671	118,461	58,697	117,119	56,613	111,612
個人市民税	50,532	104,499	49,874	102,016	51,920	104,831	51,696	103,149	48,997	96,597
法人市民税	6,324	13,077	6,297	12,881	6,751	13,630	7,001	13,970	7,616	15,015
固定資産税	49,447	102,257	49,901	102,070	51,111	103,198	51,710	103,177	51,952	102,421
軽自動車税	1,425	2,948	1,503	3,074	1,618	3,268	1,627	3,247	1,696	3,344
市たばこ税	6,497	13,437	6,908	14,130	7,342	14,824	7,363	14,691	7,636	15,055
入湯税	30	62	39	79	52	104	55	109	65	128
都市計画税	10,884	22,507	10,893	22,281	11,118	22,448	11,310	22,567	11,335	22,347
合計	125,139	258,787	125,415	256,531	129,912	262,303	130,762	260,910	129,297	254,907

(人口及び世帯数は、各年度末現在)

はちかづきちゃん



- **特徴**…寝屋川市に古くから伝わる民話の主人公「鉢かづき姫」をモチーフにした、かわいい女の子のキャラクター
- **性格**…心やさしく、明るい性格
- **好きなもの**…バラや桜をはじめとした、お花がとても大好き
- **出身地**…寝屋川市

IV 市民税

1	個人市民税	
(1)	納税義務者数	9
(2)	e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3)	調定額	10
(4)	納税義務者1人あたりの調定額	10
(5)	所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者） 別所得金額等	11
2	法人市民税	
(1)	納税者数	13
(2)	調定額	13
(3)	業種別調定額	14
(4)	e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

IV 市民税

1 個人市民税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	令和4年度			5年度			6年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	4,851	101.4	15.5	4,906	101.1	15.5	4,262	86.9	13.9
	均等割のみ	2,786	96.1	8.9	2,937	105.4	9.3	5,314	180.9	17.4
	均等割・所得割	23,647	101.1	75.6	23,769	100.5	75.2	20,984	88.3	68.7
	計	31,284	100.7	100.0	31,612	101.0	100.0	30,560	96.7	100.0
	所得割	28,498	101.2		28,675	100.6		25,246	88.0	
	均等割	26,433	100.6		26,706	101.0		26,298	98.5	
給与特別徴収	所得割のみ	279	92.1	0.4	285	102.2	0.4	311	109.1	0.4
	均等割のみ	1,703	95.5	2.3	1,712	100.5	2.3	4,738	276.8	6.4
	均等割・所得割	71,300	100.4	97.3	71,639	100.5	97.3	68,872	96.1	93.2
	計	73,282	100.2	100.0	73,636	100.5	100.0	73,921	100.4	100.0
	所得割	71,579	100.3		71,924	100.5		69,183	96.2	
	均等割	73,003	100.2		73,351	100.5		73,610	100.4	
公的年金特別徴収	所得割のみ	2,571	82.2	15.3	2,655	103.3	16.0	5,037	189.7	29.9
	均等割のみ	3,187	127.8	18.9	3,198	100.3	19.2	2,720	85.1	16.1
	均等割・所得割	11,071	98.6	65.8	10,762	97.2	64.8	9,098	84.5	54.0
	計	16,829	99.9	100.0	16,615	98.7	100.0	16,855	101.4	100.0
	所得割	13,642	95.0		13,417	98.4		14,135	105.4	
	均等割	14,258	103.9		13,960	97.9		11,818	84.7	
合計	所得割のみ	7,701	93.8	6.4	7,846	101.9	6.5	9,610	122.5	8.0
	均等割のみ	7,676	107.0	6.3	7,847	102.2	6.4	12,772	162.8	10.5
	均等割・所得割	106,018	100.3	87.3	106,170	100.1	87.1	98,954	93.2	81.5
	計	121,395	100.3	100.0	121,863	100.4	100.0	121,336	99.6	100.0
	所得割	113,719	99.9		114,016	100.3		108,564	95.2	
	均等割	113,694	100.8		114,017	100.3		111,726	98.0	
特別徴収義務者数		24,266	100.8		24,434	100.7		24,699	101.1	

※ 退職所得は、給与特別徴収の所得割に含む。

(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数

	令和4年度	5年度	6年度
電子申告件数	92,752 件	98,212 件	103,237 件
電子申告率	65.8 %	67.9 %	70.0 %

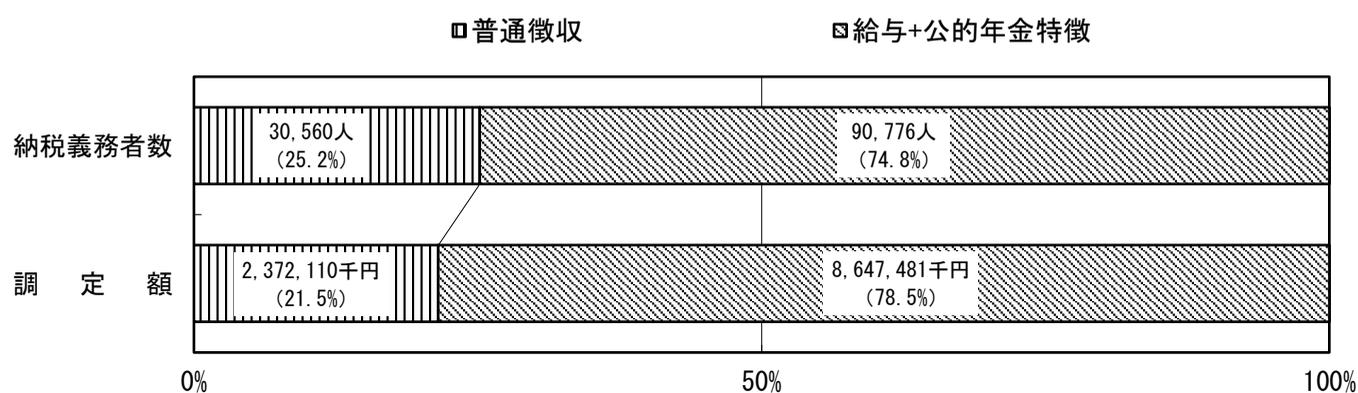
(3) 調定額

(単位：千円、%)

年度 区分		令和4年度			5年度			6年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	2,686,001	119.6		2,388,093	88.9		2,303,137	96.4		
	均等割	80,867	100.6		82,067	101.5		68,973	84.0		
	計	2,766,868	118.9	23.3	2,470,161	89.3	21.1	2,372,110	96.0	21.5	
特別徴収	給与	所得割	8,350,543	100.5		8,495,179	101.7		8,004,727	94.2	
		均等割	245,379	100.1		246,234	100.3		215,087	87.4	
		計	8,595,922	100.5	72.5	8,741,413	101.7	74.7	8,219,814	94.0	74.6
	公的年金	所得割	452,362	99.2		439,140	97.1		388,177	88.4	
		均等割	46,221	100.0		45,119	97.6		39,490	87.5	
		計	498,583	99.3	4.2	484,259	97.1	4.2	427,667	88.3	3.9
合計	所得割	11,488,906	104.3		11,322,412	98.6		10,696,041	94.5		
	均等割	372,467	100.2		373,420	100.3		323,550	86.6		
	計	11,861,373	104.2	100.0	11,695,832	98.6	100.0	11,019,591	94.2	100.0	

※ 退職所得は、特別徴収の給与の所得割に含む。

令和6年度納税義務者数及び調定額の構成



(4) 納税義務者1人あたりの調定額

(単位：円、%)

年度 区分	令和4年度		5年度		6年度	
	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収	88,444	98.7	78,140	88.4	77,621	99.3
給与特別徴収	117,299	97.9	118,711	101.2	111,197	93.7
公的年金特別徴収	29,626	101.2	29,146	98.4	25,373	87.1
全体	97,709	98.4	95,975	98.2	90,819	94.6

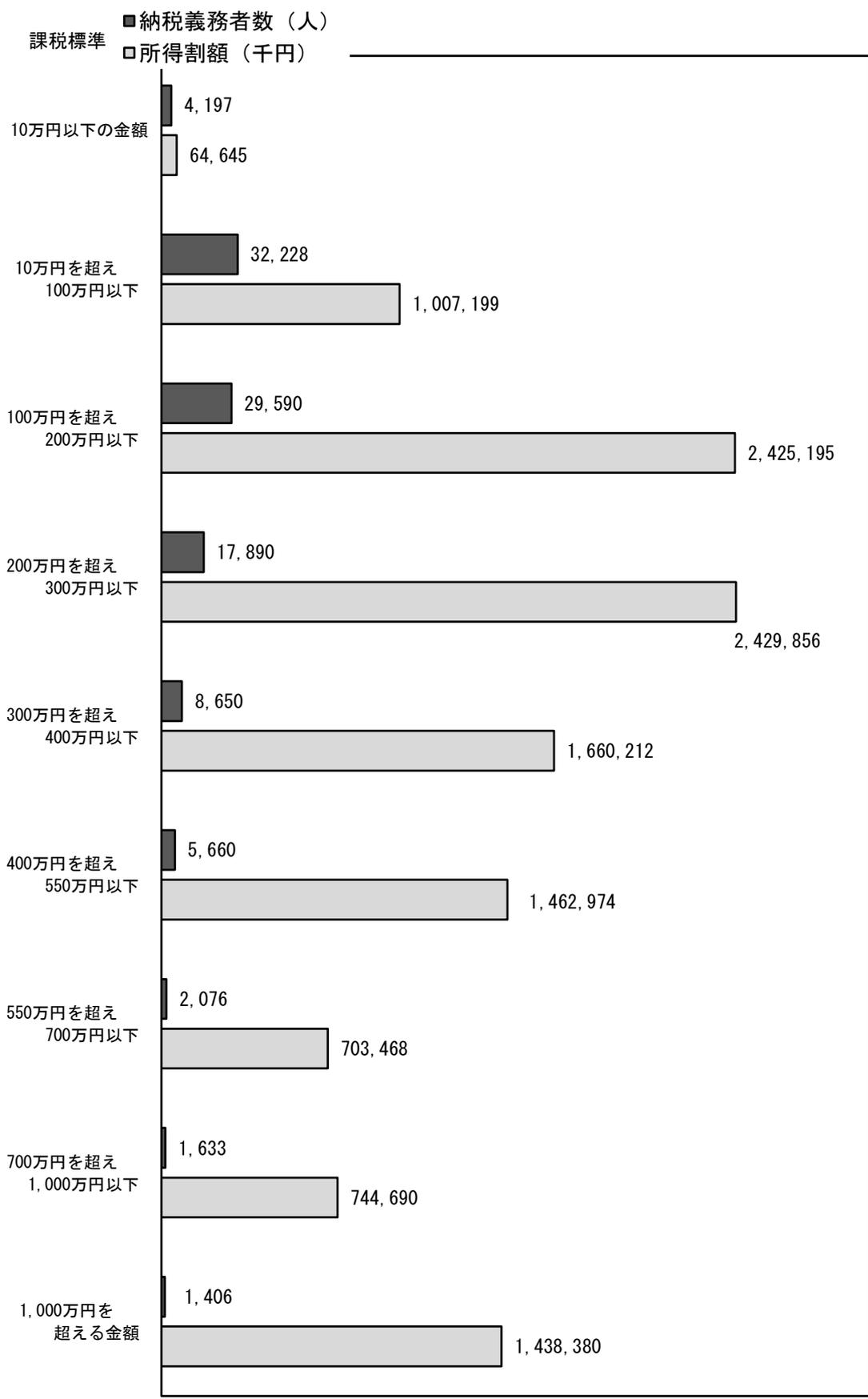
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度		所得者区分	給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋敷等 のみ	分離譲渡 所得者	合 計
5 年 度	均等割及び所得割を納める者	納税義務者数（人）	83,406	5,431	4	17,641	1	935	106,483
		構成比（%）	77.6	5.1	0.0	16.4	0.0	0.9	100.0
		市民税額（千円）	9,630,589	599,777	200	1,294,630	4	430,373	11,525,200
		構成比（%）	83.6	5.2	0.0	11.2	0.0	3.7	100.0
		1人あたりの市民税額（円）	115,466	110,436	50,000	73,388	4,000	460,292	108,235
	所得割を納める者	納税義務者数（人）	80,682	4,665	4	14,235	—	935	100,521
		所得金額（千円）	269,671,750	16,185,102	7,669	31,900,218	—	5,466,900	323,231,639
		構成比（%）	83.4	5.0	0.0	9.9	—	1.7	100.0
		1人あたりの所得額（円）	3,342,403	3,469,475	1,917,250	2,240,971	—	5,846,952	3,215,563
		6 年 度	均等割及び所得割を納める者	納税義務者数（人）	84,099	5,268	5	17,811	0
構成比（%）	78.5			4.9	0.0	16.6	0.0	1.1	100.0
市民税額（千円）	9,062,155			566,544	729	1,210,156	0	492,053	10,839,584
構成比（%）	83.6			5.2	0.0	11.2	0.0	4.5	100.0
1人あたりの市民税額（円）	107,756			107,544	145,800	67,944	0	405,316	101,132
所得割を納める者	納税義務者数（人）		77,182	4,072	5	11,824	—	1,214	94,297
	所得金額（千円）		271,513,773	15,673,590	23,259	29,056,411	—	6,961,848	323,228,881
	構成比（%）		84.0	4.8	0.0	9.0	—	2.2	100.0
	1人あたりの所得額（円）		3,517,838	3,849,114	4,651,800	2,457,410	—	5,734,636	3,427,775
	7 年 度		均等割及び所得割を納める者	納税義務者数（人）	85,461	5,440	3	18,200	0
構成比（%）		78.3		5.0	0.0	16.7	0.0	1.3	100.0
市民税額（千円）		10,304,793		623,238	543	1,332,428	0	516,143	12,261,002
構成比（%）		84.0		5.1	0.0	10.9	0.0	4.2	100.0
1人あたりの市民税額（円）		120,579		114,566	181,000	73,210	0	368,410	112,379
所得割を納める者		納税義務者数（人）	82,502	4,717	3	14,707	—	1,401	103,330
		所得金額（千円）	286,635,799	16,741,635	14,494	32,629,679	—	7,629,643	343,651,250
		構成比（%）	83.4	4.9	0.0	9.5	—	2.2	100.0
		1人あたりの所得額（円）	3,474,289	3,549,212	4,831,333	2,218,650	—	5,445,855	3,325,765

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表)

※ 均等割及び所得割を納める者の内、分離譲渡所得者については、給与・営業等・農業・その他の所得者にそれぞれ含まれる。

令和6年度 課税標準段階別所得割額等の構成



2 法人市民税

(1) 納税者数

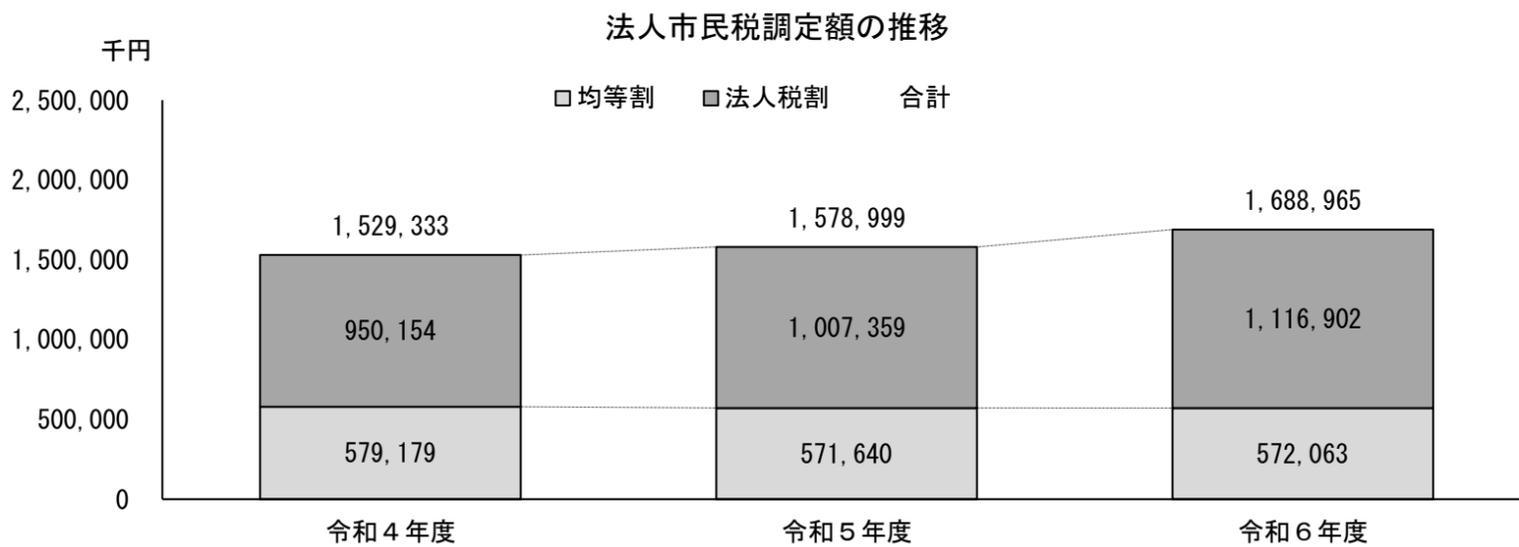
(単位：円、社、%)

資本金等の額	市内の 従業者数	均等割税率 (年額)	令和4年度		5年度		6年度	
			納税者数	構成比	納税者数	構成比	納税者数	構成比
50億円超	50人超	3,600,000	29	0.6	31	0.6	26	0.5
10億円超 50億円以下		2,100,000	8	0.2	8	0.2	8	0.2
10億円超	50人以下	492,000	182	3.7	179	3.5	175	3.4
1億円超 10億円以下	50人超	480,000	31	0.6	34	0.6	33	0.6
	50人以下	192,000	146	3.0	136	3.0	136	2.6
1千万円超 1億円以下	50人超	180,000	57	1.2	58	1.1	56	1.1
	50人以下	156,000	546	11.1	536	10.6	552	10.7
1千万円以下	50人超	144,000	23	0.5	22	0.4	24	0.5
上記以外の法人		60,000	3,918	79.1	4,027	80.0	4,151	80.4
合計			4,940	100.0	5,031	100.0	5,161	100.0

(2) 調定額

(単位：円、%)

		令和4年度		5年度		6年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
法人税割	現年度	928,698,600	115.2	977,025,200	105.2	1,082,847,500	110.8
	過年度	21,456,000	63.1	30,333,900	141.4	34,054,700	112.3
	計	950,154,600	113.1	1,007,359,100	106.0	1,116,902,200	110.9
均等割	現年度	560,228,000	104.7	555,577,000	99.2	559,787,000	100.8
	過年度	18,951,000	128.0	16,063,000	84.8	12,276,000	76.4
	計	579,179,000	105.3	571,640,000	98.7	572,063,000	100.1
合計		1,529,333,600	110.0	1,578,999,100	103.2	1,688,965,200	107.0



(3) 業種別調定額

	令和4年度		5年度		6年度	
	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
農業、林業	9	1,197,100	8	605,200	8	815,400
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	917	143,959,800	932	160,425,700	951	187,581,600
製造業	491	364,322,400	472	282,377,900	466	350,027,600
電気・ガス・ 熱供給・水道業	18	1,738,800	15	1,314,000	16	1,435,500
情報通信業	90	30,603,800	93	7,906,100	102	8,096,600
運輸業、郵便業	211	80,490,000	222	88,020,800	223	129,578,500
卸売業、小売業	927	414,223,600	949	446,544,200	954	490,100,200
金融業、保険業	71	99,362,600	68	136,067,800	69	124,094,300
不動産業、物品賃貸業	698	113,090,500	713	162,535,300	737	115,752,600
学術研究、専門・技術 サービス業	186	16,935,500	203	20,385,400	210	22,670,900
宿泊業、 飲食サービス業	250	66,147,700	250	51,265,800	262	59,515,700
生活関連サービス業、 娯楽業	179	34,546,100	188	35,355,400	196	36,407,700
教育、学習支援業	84	13,634,700	89	13,884,100	90	16,910,500
医療、福祉	394	78,268,000	413	100,323,900	452	73,907,300
複合サービス事業	14	11,153,600	15	4,671,200	15	5,837,000
サービス業、その他	401	59,659,400	401	67,316,300	410	66,233,800
合計	4,940	1,529,333,600	5,031	1,578,999,100	5,161	1,688,965,200

※ 総務省の日本標準産業分類の大分類

(4) eL TAXによる電子申告書提出件数

	令和4年度	5年度	6年度
電子申告件数	5,154件	5,506件	5,831件
電子申告率	72.9%	76.3%	78.6%

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1	固定資産税	
(1)	納税義務者数	15
(2)	調定額	15
(3)	土地	16
(4)	家屋	17
(5)	償却資産	18
(6)	交付金・納付金	19
2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

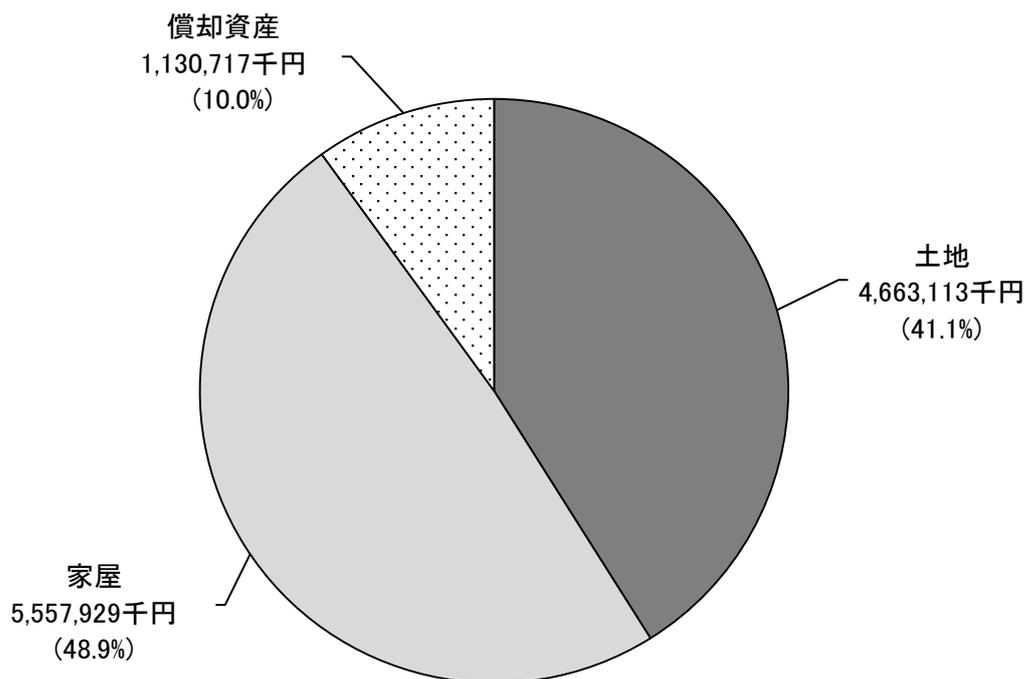
区分	年度	令和4年度		5年度		6年度	
		納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地		66,280	100.3	66,303	100.0	66,432	100.2
家屋		72,741	100.0	72,728	100.0	72,812	100.1
償却資産		1,498	94.3	1,548	103.3	1,584	102.3

(2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	年度	令和4年度		5年度		6年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地		4,636,439	99.1	4,649,461	100.3	4,663,113	100.3
家屋		5,495,220	98.6	5,579,181	101.5	5,557,929	99.6
小計		10,131,659	98.8	10,228,642	101.0	10,221,042	99.9
償却資産		1,167,271	100.6	1,131,979	97.0	1,130,717	99.9
合計		11,026,124	99.0	11,360,621	103.0	11,351,759	99.9

令和6年度固定資産税調定額の構成 (滞納繰越分を除く)



(3) 土地

① 令和7年度地目別評価地積等の構成

区分 地目	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格		
	筆数 (筆)	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数 (筆)	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点以上 のもの(千円)	平均価格 (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
田	一般田	1,554	895,949	6.2	270	144,869	121,842	103,389	136	225
	介在田・市街化区域田	251	80,786	0.6	0	0	2,664,712	2,664,712	32,985	79,700
畑	一般畑	653	306,622	2.2	89	47,021	23,553	20,407	77	204
	介在畑・市街化区域畑	346	76,343	0.5	5	174	2,431,001	2,428,721	31,843	88,592
宅地	105,519	12,389,106	86.0	895	14,656	947,381,692	946,619,931	76,469	288,417	
池沼	1	3	0.0	0	0	0	0	0	0	18
山林	296	95,600	0.7	40	11,603	777,436	776,368	15,753	61,047	
原野	31	5,578	0.0	6	1,212	45	45	8	54	
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地(単体)	580	229,713	1.6	0	0	7,892,200	7,892,200	34,357	36,795
	鉄軌道用地(複合)	129	20,547	0.1	0	0	954,942	954,942	46,476	225,600
	その他の雑種地	1,064	305,952	2.1	34	3,511	11,534,565	11,531,109	37,701	122,700
合計	110,424	14,406,199	100.0	1,339	223,046	973,781,988	972,991,824	67,595		

(概要調書による)

② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、㎡)

地目	年度	令和5年度	6年度	7年度	
		課税標準額	課税標準額	課税標準額	
田	課税標準額	1,034,283	992,298	961,628	
	地積	872,288	848,699	831,866	
畑	課税標準額	1,020,390	964,681	840,689	
	地積	360,249	340,673	335,770	
宅地	課税標準額	317,810,889	319,601,629	319,203,502	
	地積	12,336,693	12,360,183	12,374,450	
池沼	課税標準額	0	0	0	
	地積	3	3	3	
山林	課税標準額	528,282	533,373	533,677	
	地積	83,873	86,300	83,997	
原野	課税標準額	28	27	27	
	地積	4,034	3,718	4,366	
雑種地	鉄軌道用地	課税標準額	6,004,805	6,106,806	6,005,198
		地積	250,143	250,093	250,260
	その他の雑種地	課税標準額	7,171,180	6,939,405	7,698,305
		地積	276,539	286,682	302,441
合計	課税標準額	333,569,857	335,138,219	335,243,026	
	地積	14,183,822	14,176,351	14,183,153	

(概要調書による)

(4) 家屋

① 令和7年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総 数				免税点未満のもの		
		評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	平均価格 (円/㎡)	評価額 (千円)	床面積 (㎡)	
木造	戸建形式住宅	123,277,082	53,105	4,515,935	27,298	102,279	48,100	
	集合形式住宅	12,343,950	1,126	285,475	43,240	222	74	
	併用住宅	2,646,249	2,610	210,395	12,578	4,051	1,455	
	工場・倉庫	270,333	622	34,187	7,907	4,555	2,393	
	その他	1,260,917	1,696	69,146	18,236	8,001	6,045	
	計	139,798,531	59,159	5,115,138	27,330	119,108	58,067	
非木造	事務所・店舗	鉄骨鉄筋造	4,829,437	16	61,645	78,343	0	0
		鉄筋造	5,180,811	122	93,151	55,617	0	0
		鉄骨造	33,408,747	923	663,476	50,354	0	0
		軽量鉄骨造	517,406	137	17,811	29,050	44	10
		ブロック造	2,330	5	141	16,525	0	0
		計	43,938,731	1,203	836,224	52,544	44	10
	住宅用建物	鉄骨鉄筋造	33,152,478	67	569,972	58,165	0	0
		鉄筋造	83,093,681	1,943	1,461,301	56,863	358	59
		鉄骨造	35,279,739	3,965	911,970	38,685	41	12
		軽量鉄骨造	19,350,463	3,417	545,828	35,452	497	259
		ブロック造	83,836	196	7,494	11,187	1,382	337
		計	170,960,197	9,588	3,496,565	48,894	2,278	667
	病院・ホテル	鉄骨鉄筋造	463,092	4	5,255	88,124	0	0
		鉄筋造	2,352,996	26	42,441	55,442	0	0
		鉄骨造	4,609,764	50	47,910	96,217	0	0
		軽量鉄骨造	179,215	9	2,307	77,683	0	0
		ブロック造	0	0	0	0	0	0
		計	7,605,067	89	97,913	77,672	0	0
	工場・倉庫	鉄骨鉄筋造	32,911	3	2,423	13,583	0	0
		鉄筋造	6,570,069	88	114,888	57,187	0	0
		鉄骨造	25,825,893	1,082	864,926	29,859	0	0
		軽量鉄骨造	800,893	394	78,136	10,250	420	92
		ブロック造	49,786	125	5,379	9,256	822	180
		計	33,279,552	1,692	1,065,752	31,226	1,242	272
	その他	鉄骨鉄筋造	1,448,480	4	19,911	72,748	0	0
		鉄筋造	17,027,259	10,600	433,069	39,318	14	1
		鉄骨造	7,161,628	90	138,450	51,727	0	0
		軽量鉄骨造	81,162	97	5,766	14,076	0	0
		ブロック造	23,709	95	1,996	11,878	61	44
		計	25,742,238	10,886	599,192	42,962	75	45
合計	鉄骨鉄筋造	39,926,398	94	659,206	60,567	0	0	
	鉄筋造	114,224,816	12,779	2,144,850	53,255	372	60	
	鉄骨造	106,285,771	6,110	2,626,732	40,463	41	12	
	軽量鉄骨造	20,929,139	4,054	649,848	32,206	961	361	
	ブロック造	159,661	421	15,010	10,637	2,265	561	
	計	281,525,785	23,458	6,095,646	46,185	3,639	994	

(概要調書による)

② 令和7年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	戸建形式住宅	47,663	4,190,099	465	28,035	324,567	369
	併用住宅	285	26,642	2	2,807	27,013	31
	集合形式住宅	21,956	2,197,576	47	5,044	48,242	25
	工場・倉庫	580	28,113	1	227	980	7
	その他	1,533	113,022	7	864	4,781	25
	小計	72,017	6,555,452	522	36,977	405,583	457
非 木 造	事務所・店舗	4,629	516,442	9	8,649	203,077	7
	住宅用建物	25,799	3,281,382	36	8,309	165,243	48
	工場・倉庫	2,962	347,707	3	2,603	32,304	15
	その他	116	8,695	6	2,504	71,051	15
	小計	33,506	4,154,226	54	22,065	471,675	85
合 計		105,523	10,709,678	576	59,042	877,258	542

(概要調書による)

(5) 償却資産

① 令和7年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				特例該当分(ア)	(ア)以外
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	20,895,981	20,885,330	10,522	20,874,808
	機 械 及 び 装 置	21,095,002	20,604,396	191,310	20,413,086
	船 舶	3,992	3,992	0	3,992
	車 両 及 び 運 搬 具	429,710	429,710	0	429,710
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	14,648,468	14,642,209	145	14,642,064
	小 計	57,073,153	56,565,637	201,977	56,363,660
法第389条の規定により総務大臣が価格等を決定し配分したもの		26,425,490	25,847,115		
合 計		83,498,643	82,412,752		

(概要調書による)

② e L T A Xによる電子申告受付数

	令和4年度	5年度	6年度
電子申告件数	2,270件	2,501件	2,603件
電子申告率	39.6%	42.4%	42.2%

(6) 交付金・納付金

年度別交付(納付)額

(単位:千円、%)

区分	令和4年度		5年度		6年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
交付金	292,281	100.0	295,844	101.2	296,416	100.2
納付金	—	—	—	—	—	—
合計	292,346	101.1	295,844	101.2	296,416	100.2

2 都市計画税

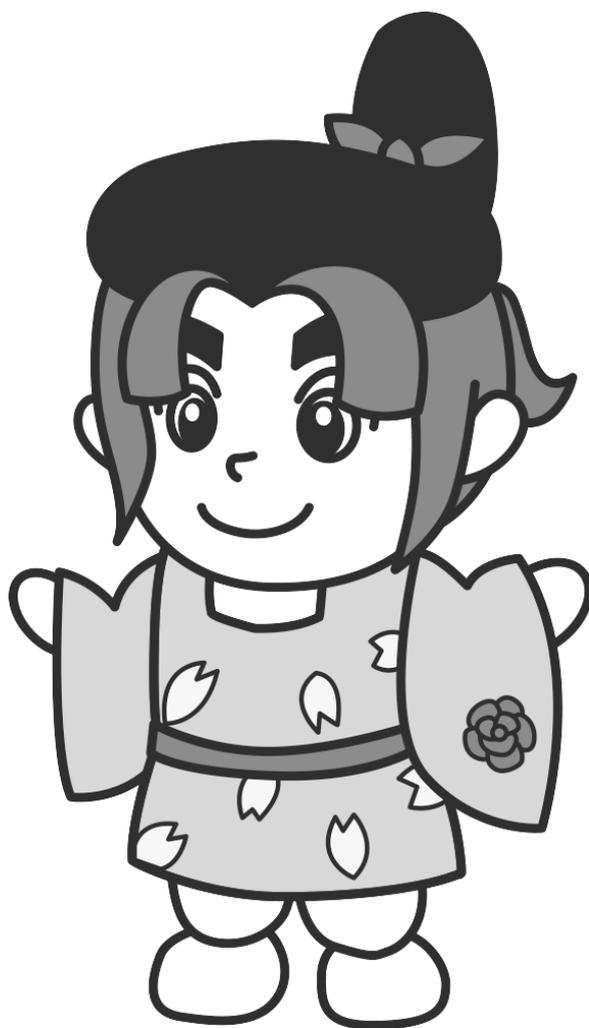
(1) 納税義務者数及び調定額

区分	令和4年度	5年度	6年度
納税義務者数(人)	79,089	79,024	78,938
前年度比(%)	100.0	99.9	99.9
調定額(千円)	2,529,833	2,550,522	2,552,239
前年度比(%)	101.9	100.8	100.1

3 特別土地保有税

平成15年度以降、課税停止。

ねや丸くん



- **性格**…たくましく、正義感が強い
- **特技**…独楽(こま)
- **好きなこと**…和歌を詠む
- **自慢**…やさしいまな差しでみんなを安心させる

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1	軽自動車税	
(1)	種別割（車種別課税台数及び調定額）	21
(2)	環境性能割（調定額）	22
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	22
3	入湯税	
(1)	調定額等	22

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 種別割 (車種別課税台数及び調定額)

(単位：台、千円、%)

区分		令和4年度			5年度			6年度				
		台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比		
原動機付自転車	50cc以下	14,363	28,726	97.3	13,966	27,932	97.2	13,469	26,938	96.4		
	特定小型原付	-	-	-	-	-	-	48	96	-		
	90cc以下	615	1,230	96.5	586	1,172	95.3	583	1,166	99.5		
	125cc以下	7,394	17,746	105.5	7,592	18,221	102.7	7,884	18,922	103.8		
	ミニカー	147	544	109.7	146	540	99.3	153	566	104.8		
	小計	22,519	48,246	100.3	22,290	47,865	99.2	22,137	47,688	99.6		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの		3,220	11,592	102.7	3,279	11,805	101.8	3,369	12,128	102.7	
	三輪のもの		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
	四輪のもの	乗用	営業用	12	84	109.1	14	98	116.7	30	209	213.3
		乗用	自家用	22,210	225,015	105.4	22,280	229,842	102.1	22,396	235,256	102.4
	貨物	営業用	916	3,345	102.6	946	3,491	104.4	1,010	3,778	108.2	
		貨物	自家用	5,993	29,983	101.2	6,037	30,521	101.8	6,058	30,944	101.4
	農耕用		51	122	101.7	51	122	100.0	53	127	104.1	
	特殊作業用		76	448	106.9	78	460	102.7	75	442	96.1	
	小計		32,478	270,589	104.8	32,685	276,339	102.1	32,991	282,884	102.4	
二輪の小型自動車		4,906	29,436	121.9	4,646	27,876	94.7	4,559	27,354	98.1		
合計		59,903	348,271	105.4	59,621	352,080	101.1	59,687	357,926	101.7		

(2) 環境性能割 (調定額)

年 度	令和4年度	5年度	6年度
調定額 (円)	21,692,200	17,964,700	24,807,400
前年度比 (%)	147.4	82.8	138.1

2 市たばこ税

(1) 調定額等

区分 \ 年度	令和4年度	5年度	6年度
消費本数 (千本)	製造たばこ 254,012	製造たばこ 252,996	製造たばこ 260,902
税率	1,000本につき6,552円	1,000本につき6,552円	1,000本につき6,552円
調定額 (千円)	1,664,363	1,657,626	1,709,428
前年度比 (%)	105.4	99.6	103.1

※ 調定額には手持品課税による調定額も含む

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	令和4年度	5年度	6年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者	0	0
	宿泊しない者	156,010	163,622
調定額	11,700,750	12,271,650	14,572,050
前年度比 (%)	155.4	104.9	118.7

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者 150円、宿泊しない者 75円

VII 地方譲与税及び府交付金等

1	地方譲与税	23
2	府交付金	24
3	府民税徴収委託金	25

VII 地方譲与税及び府交付金等

1 地方譲与税

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	令和4年度	5年度	6年度
6月期分	22,431,000	22,484,000	21,999,000
11月期分	32,909,000	33,457,000	29,838,000
3月期分	24,799,000	25,011,000	28,127,000
計	80,139,000	80,952,000	79,964,000

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	令和4年度	5年度	6年度
6月期分	61,897,000	67,334,000	64,831,000
11月期分	99,549,000	100,789,000	100,670,000
3月期分	78,423,000	75,925,000	79,215,000
計	239,869,000	244,048,000	244,716,000

(3) 森林環境譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	令和4年度	5年度	6年度
9月期分	12,087,000	12,087,000	13,223,000
3月期分	12,087,000	12,087,000	12,724,000
計	24,174,000	24,174,000	25,947,000

2 府交付金

(1) 利子割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和4年度	5年度	6年度
8月期分	12,511,000	10,537,000	11,328,000
12月期分	8,880,000	8,511,000	12,680,000
3月期分	7,117,000	7,607,000	9,198,000
計	28,508,000	26,655,000	33,206,000

(2) 配当割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和4年度	5年度	6年度
8月期分	56,474,000	58,593,000	61,394,000
12月期分	9,510,000	10,373,000	11,360,000
3月期分	171,746,000	197,479,000	294,951,000
計	237,730,000	266,445,000	367,705,000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和4年度	5年度	6年度
3月期分	169,879,000	286,604,000	483,145,000

(4) 法人事業税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和4年度	5年度	6年度
8月期分	205,391,000	228,389,000	253,534,000
12月期分	90,712,000	107,529,000	116,361,000
3月期分	114,906,000	132,666,000	141,264,000
計	411,009,000	468,584,000	511,159,000

(5) 地方消費税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和4年度	5年度	6年度
6月期分	1,233,542,000	1,355,225,000	1,306,104,000
9月期分	1,500,855,000	1,489,868,000	1,616,108,000
12月期分	1,036,258,000	852,008,000	883,200,000
3月期分	1,384,246,000	1,373,906,000	1,507,034,000
計	5,154,901,000	5,071,007,000	5,312,446,000

※ 社会保障財源交付金を含む。

(6) 自動車取得税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和4年度	5年度	6年度
8月期分	0	0	0
12月期分	0	0	0
3月期分	2,494,677	4,165,938	0
計	2,494,677	4,165,938	0

(7) 環境性能割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和4年度	5年度	6年度
8月期分	23,580,000	31,840,000	33,978,000
12月期分	23,870,000	26,521,000	32,744,000
3月期分	27,195,000	33,195,000	27,865,000
計	74,645,000	91,556,000	94,587,000

3 府民税徴収委託金

(1) 府民税徴収委託金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和4年度	5年度	6年度
8月期分	89,899,196	90,914,218	87,896,270
11月期分	89,952,598	87,539,383	92,441,048
2月期分	84,724,508	83,308,199	85,248,121
5月期分	81,960,140	81,798,105	82,882,358
計	346,536,442	343,559,905	348,467,797

VIII 徴収

1	徴収率の推移	26
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額	27
(2)	税目内訳件数及び金額	27
3	口座振替利用者数の状況	28
4	督促状発送状況	28
5	不納欠損額	28
6	歳出還付金の状況	29

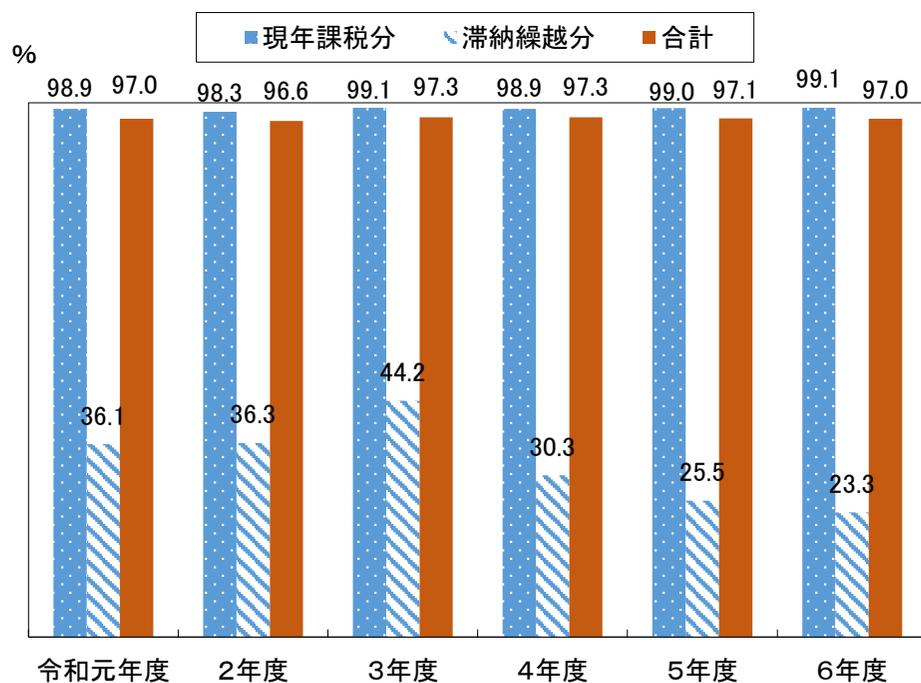
VIII 徴収

1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
個人市民税	現年課税分	98.4	98.3	98.8	98.2	98.5	98.6
	滞納繰越分	63.2	60.7	60.3	56.7	40.7	33.9
法人市民税	現年課税分	99.8	94.7	99.6	100.0	99.7	100.3
	滞納繰越分	43.1	91.4	91.0	16.6	15.5	59.7
固定資産税	現年課税分	99.0	98.4	99.3	99.3	99.3	99.3
	滞納繰越分	22.8	24.6	34.3	20.0	17.6	15.5
軽自動車税	現年課税分	96.9	97.9	98.0	98.1	97.5	97.7
	滞納繰越分	32.3	28.5	21.9	22.9	30.4	28.3
市たばこ税	現年課税分	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	100.0	-	-	-
入湯税	現年課税分	100.0	84.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	100.0	-	-	-
都市計画税	現年課税分	98.9	98.6	99.0	98.9	99.2	98.9
	滞納繰越分	22.8	24.6	29.8	18.6	14.7	12.9
市税合計	現年課税分	98.9	98.3	99.1	98.9	99.0	99.1
	滞納繰越分	36.1	36.3	44.2	30.3	25.5	23.3
	合計	97.0	96.6	97.3	97.3	97.1	97.0

徴収率の推移



2 収納種別実施状況

(1) 取扱件数及び金額

(単位: 件、円)

種別	年度	令和3年度		4年度		5年度		6年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
金融機関窓口等		121,612	7,666,187,942	145,219	7,910,493,019	69,319	2,392,828,831	63,960	1,426,305,010
口座振替		39,025	3,459,793,299	39,214	3,553,900,420	39,488	3,495,196,465	38,850	3,918,257,991
クレジットカード		9,340	261,252,210	10,130	293,702,500	1,188	85,228,340		
スマートフォン決済		2,666	88,896,580	2,784	91,275,782	5,484	196,566,825	5,181	157,223,570
コンビニ		200,092	3,296,319,415	198,971	3,530,785,252	122,232	3,366,051,766	107,716	2,925,781,894
ページー		102,112	3,032,444,859	103,683	3,392,185,932	48,193	3,220,892,419	42,487	2,786,809,761
共通納税 (地方税お支払サイト)						62,004	5,402,954,870	87,264	6,363,413,736
合 計		474,847	17,804,894,305	500,001	18,772,342,905	347,908	18,159,719,516	345,458	17,577,791,962

※ 対象税目は市府民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税で、内訳は下記のとおりです。

(2) 税目内訳件数及び金額

(単位: 件、円)

税目・種別	年度	令和3年度		4年度		5年度		6年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市府民税 (普通徴収)	金融機関窓口等	29,464	1,306,148,617	26,986	1,718,723,952	24,632	1,185,605,176	18,902	521,139,279
	口座振替	5,336	579,883,599	5,383	547,836,020	5,479	495,993,425	4,985	597,529,091
	クレジットカード	1,889	76,324,860	2,015	85,711,200	1,188	85,228,340		
	スマートフォン決済	603	22,229,500	706	25,511,663	3,862	157,858,775	1,674	58,365,570
	コンビニ	51,508	1,002,339,589	50,007	1,092,089,450	30,885	1,049,959,350	22,234	724,801,494
	ページー	20,923	872,510,549	20,861	1,060,970,402	10,820	961,580,292	9,031	807,412,471
	共通納税 (地方税お支払サイト)							13,137	980,572,659
	計	109,723	3,859,436,714	105,958	4,530,842,687	76,866	3,936,225,358	69,963	3,689,820,564
固定資産税・ 都市計画税	金融機関窓口等	79,126	6,283,353,317	103,771	6,103,137,911	39,841	1,177,152,011	40,095	852,243,137
	口座振替	31,648	2,869,058,300	31,816	2,995,209,800	31,886	2,986,254,700	31,768	3,308,342,200
	クレジットカード	6,112	176,825,850	6,734	199,354,900				
	スマートフォン決済	1,395	63,300,620	1,455	62,808,211	1,237	32,595,440	2,443	92,883,840
	コンビニ	115,592	2,112,457,318	117,283	2,255,303,339	60,112	2,134,456,247	56,193	2,026,474,520
	ページー	72,596	2,111,328,710	73,742	2,278,308,530	29,110	2,209,625,927	25,936	1,933,663,370
	共通納税 (地方税お支払サイト)					48,656	5,323,008,270	59,567	5,294,629,977
	計	306,469	13,616,324,115	334,801	13,894,122,691	210,842	13,863,092,595	216,002	13,508,237,044
軽自動車税	金融機関窓口等	13,022	76,686,008	14,462	88,631,156	4,846	30,071,644	4,963	52,922,594
	口座振替	2,041	10,851,400	2,015	10,854,600	2,123	12,948,340	2,097	12,386,700
	クレジットカード	1,339	8,101,500	1,381	8,636,400				
	スマートフォン決済	668	3,366,460	623	2,955,908	385	6,112,610	1,064	5,974,160
	コンビニ	32,992	181,522,508	31,681	183,392,463	31,235	181,636,169	29,289	174,505,880
	ページー	8,593	48,605,600	9,080	52,907,000	8,263	49,686,200	7,520	45,733,920
	共通納税 (地方税お支払サイト)					13,348	79,946,600	14,560	88,211,100
	計	58,655	329,133,476	59,242	347,377,527	60,200	360,401,563	59,493	379,734,354
合 計	474,847	17,804,894,305	500,001	18,772,342,905	347,908	18,159,719,516	345,458	17,577,791,962	

3 口座振替利用者数の状況

(単位:人、%)

種別	令和3年度			4年度			5年度			6年度		
	義務者数	利用者数	利用率									
個人市民税 (普通徴収)	31,069	5,336	17.2	31,284	5,393	17.2	31,612	5,479	17.3	30,560	4,985	16.3
固定資産税 都市計画税	79,681	31,652	39.7	80,152	31,812	39.7	80,118	31,866	39.8	79,797	31,768	39.8
軽自動車税	43,272	2,041	4.7	43,233	2,072	4.8	42,949	2,123	4.9	43,032	2,097	4.9
合計	154,022	39,029	25.3	154,669	39,277	25.4	154,679	39,468	25.5	153,389	38,850	25.3

4 督促状発送状況

(単位:件、%)

種別	令和3年度		4年度		5年度		6年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
個人市民税 (普通徴収)	17,870	31.1%	18,314	31.1%	18,548	30.4%	17,243	29.4%
個人市民税 (特別徴収)	7,904	13.7%	8,358	14.2%	9,187	15.1%	9,417	16.1%
法人市民税	237	0.4%	207	0.4%	270	0.4%	329	0.6%
市民税計	26,011	45.2%	26,879	45.7%	28,005	46.0%	26,989	46.0%
固定資産税 都市計画税	26,751	46.6%	26,802	45.6%	27,381	44.9%	26,204	44.7%
軽自動車税	4,690	8.2%	5,141	8.7%	5,537	9.1%	5,451	9.3%
合計	57,452	100.0%	58,822	100.0%	60,923	100.0%	58,644	100.0%

5 不納欠損額

(単位:件、円)

種別	令和3年度		4年度		5年度		6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市民税	1,326	34,076,288	803	20,389,598	1,399	21,272,766	1,081	31,267,387
法人市民税	74	3,970,400	50	815,115	11	539,560	19	676,536
固定資産税 都市計画税	837	22,546,527	423	14,035,937	457	22,129,438	494	11,255,848
軽自動車税	2,591	8,660,398	1,320	2,107,857	287	1,292,500	182	924,688
合計	4,828	69,253,613	2,596	37,348,507	2,154	45,234,264	1,776	44,124,459

6 歳出還付金の状況

(単位:件、円)

種別	令和3年度		4年度		5年度		6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市・府民税	1,263	36,506,840	1,464	40,334,900	1,208	36,028,480	1,148	37,987,840
法人市民税	300	24,134,520	318	24,248,100	342	63,285,500	274	35,569,000
固定資産税 都市計画税	408	17,137,732	557	27,396,213	338	14,080,253	270	17,782,181
軽自動車税	18	81,200	15	68,600	5	35,620	8	30,800
合計	1,989	77,860,292	2,354	92,047,813	1,893	113,429,853	1,700	91,369,821

IX その他

1	徴税費の状況	30
2	税務機構及び事務分掌	31
3	税務職員の年齢及び経験年数等	32
4	税務職員の手当	32
5	固定資産評価審査委員会委員	33
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	33
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	34
(2)	証明手数料収入額 (市民サービス部税担当部署分)	35

IX その他

1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

年度 区分		令和4年度			5年度			6年度			
		決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	
税収入額	市税 (1)	29,450,105	102.8	/	29,439,779	100.0	/	28,944,441	98.3	/	
	個人府民税 (2)	7,826,065	103.9		7,702,796	98.4		7,240,818	94.0		
	計 (3)	37,276,170	103.0		37,142,575	99.6		36,185,259	97.4		
徴税費	人件費	基本給	170,897	97.6	37.8	160,039	93.6	37.9	150,233	93.9	35.6
		諸手当	118,078	92.8	26.2	110,474	93.6	26.1	112,272	101.6	26.7
		時間外勤務手当	11,999	91.2	2.7	9,078	75.7	2.1	12,843	141.5	3.1
		税務特別手当	0	皆減	—	0	—	—	0	—	—
		その他の手当	106,079	93.0	23.5	101,396	95.6	24.0	99,429	98.1	23.6
		その他 (共済費等)	82,958	95.3	18.4	78,825	95.0	18.6	78,086	99.1	18.6
	計	371,933	95.5	82.4	349,338	93.9	82.6	340,591	97.5	80.9	
	物件費	旅費	584	95.7	0.1	732	125.3	0.2	1,075	146.9	0.3
		その他	79,289	100.9	17.5	72,793	91.8	17.2	79,207	108.8	18.8
		計	79,873	100.8	17.6	73,525	92.1	17.4	80,282	109.2	19.1
	合計 (4)	451,806	96.4	100.0	422,863	93.6	100.0	420,873	99.5	100.0	
府民税徴収取扱費 (5)		322,489	99.8	/	323,686	100.4	/	324,892	100.4	/	
(4) - (5) = (6)		129,317	88.9		99,177	76.7		95,981	96.8		
税収入に対する徴税額の割合	(4) / (3)	1.2%			1.1%			1.2%			
	(6) / (1)	0.4%			0.3%			0.3%			
税務職員数		53人			49人			46人			

(各年度 課税状況調第39表)

2 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

令和7年3月31日現在

	次長	課長	課長代理	係長	副係長	係員	計
税制・市民税担当	1	—	—	3	—	14	18
固定資産税担当	—	1	—	2	—	11	14
徴収・納付担当	—	—	—	1	—	13	14
計	1	1	—	6	—	38	46

※ 税制・市民税担当次長（税制・市民税担当、固定資産税担当）は税制・市民税担当課長と兼務。係員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む。

※ 徴収・納付担当における所属長（次長）は、国民健康保険特別会計にて人件費が支出されているため、「—」となっている。

(2) 市民サービス部税担当部署の事務分掌

税務管理等に関すること

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税の総括に関すること。
- (4) 軽自動車税の賦課及び調査に関すること。
- (5) 市たばこ税の賦課及び調査に関すること。
- (6) 入湯税の賦課及び調査に関すること。
- (7) 地方譲与税並びに国税及び府税に係る交付金に関すること。
- (8) 納税証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。

市民税等に関すること

- (1) 市民税及び府民税の賦課及び調査に関すること。
- (2) 市民税等に関する証明書の作成及び交付に関すること。

固定資産税に関すること

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の調査に関すること。
- (3) 固定資産の評価に関すること。
- (4) 固定資産税及び都市計画税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (6) 特別土地保有税の賦課及び調査に関すること。

市税等の徴収・納付に関すること

- (1) 市税等の徴収及び収納に関すること。
- (2) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (3) 市税等の口座振替に関すること。
- (4) 市税等の督促及び滞納処分に関すること。
- (5) 市税等の不納欠損に関すること。
- (6) 滞納債権の徴収等に係る助言・指導に関すること。
- (7) 滞納債権に係る調査・研究及び総合調整に関すること。

3 税務職員の年齢及び経験年数等

(1) 年齢別職員数

令和7年3月31日現在

年齢 担当名	25歳 未満	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 以上	計	平均年齢
税制・市民税担当	—	3	4	1	5	1	4	18	41歳11月
固定資産税担当	2	1	2	—	—	—	9	14	47歳4月
徴収・納付担当	—	1	—	3	3	1	6	14	49歳8月
計	2	5	6	4	8	2	19	46	45歳11月

(2) 税務経験年数別職員数

令和7年3月31日現在

年数 担当名	0年 ～ 1年	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上	計	平均経験 年数
税制・市民税担当	4	4	5	1	1	1	2	18	5年4月
固定資産税担当	2	2	1	2	—	3	4	14	10年4月
徴収・納付担当	3	1	1	3	3	2	1	14	6年3月
計	9	7	7	6	4	6	7	46	7年2月

4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種類	支給対象職員	支給額	摘要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

5 固定資産評価審査委員会委員

役職	氏名	就任日	任期満了日
委員長	上原 武彦	平成23年7月10日 (5期目)	令和8年7月9日
委員長職務代理	山本 實	平成25年10月1日 (4期目)	令和7年9月30日
委員	平石 貴	令和2年11月1日 (2期目)	令和8年10月31日

6 固定資産評価審査委員会 審査申出件数

区 分		年 度		
		令和4年度	5年度	6年度
審査申出件数		0	0	1
審査決定件数	認容(一部認容含)	0	0	0
	棄却	0	0	0
	却下	0	0	0
	取下げ件数	0	0	1

7 税務証明

(1) 税務に関する各種証明書

令和7年3月31日現在

	種別	使用目的	内容	備考
税制・市民税担当	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円 (オンライン申請は200円)
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に係る証明)	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
徴収・納付担当	納税証明書 完納証明書	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民生活担当証明発行窓口、各シティ・ステーション及び掘溝サービス窓口では、上記証明書のうち、「課税証明書」「所得証明書」「非課税証明書」「評価証明書」「公課証明書」「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 証明手数料収入額（市民サービス部税担当部署分）

	令和5年度		6年度		前年度比		備 考
	件 数 (件)	収 入 額 (円)	件 数 (件)	収 入 額 (円)	件 数 (%)	収入額 (%)	
税制・市民税担当	2,518	755,400	2,490	749,000	98.9	99.2	
課税、所得、非課税 法人所在地	2,518	755,400	2,490	730,700	98.9	96.7	1件 300円 (オンライン申請は200円)
固定資産税担当	2,971	1,873,350	3,131	2,014,900	105.4	107.6	
各種台帳閲覧	922	276,600	1,005	301,500	109.0	109.0	1件 300円
評価証明	1,107	407,450	1,103	399,500	99.6	98.0	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟 増すごとに50円 加算)
公課証明	36	11,500	17	6,100	47.2	53.0	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に 係る証明)	906	1,177,800	1,006	1,307,800	111.0	111.0	1件 1,300円
徴収・納付担当	1,311	393,300	1,060	318,000	80.9	80.9	
個人市民税納税証明	179	53,700	248	74,400	138.5	138.5	1件 300円
法人市民税納税証明	543	162,900	335	100,500	61.7	61.7	
固定資産税納税証明	321	96,300	275	82,500	85.7	85.7	
軽自動車税納税証明	11	3,300	12	3,600	109.1	109.1	
その他証明書 (完納証明書等)	257	77,100	190	57,000	73.9	73.9	
合 計	6,800	3,022,050	6,681	3,081,900	98.3	102.0	

税率の変遷

市民税の税歴	36
諸税の税歴	60
主な税制改正（令和6年度適用）	78

※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/24)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
昭和 24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 其他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭						所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15 シャウプ使節団 日本税制報告書 発表(シャウプ勧告)	
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	〃	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される。
30	30. 1. 1	30. 3.31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	〃	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	〃	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	〃	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2/24)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1	37. 3. 20	38. 1. 1	38. 3. 20	39. 1. 1	39. 3. 20	40. 1. 1	40. 3. 20
所得控除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % (配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100 を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

市民税の税歴(3/24)

		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		
賦課期日・申告期限		41. 1. 1	41. 3. 20	42. 1. 1	42. 3. 15	43. 1. 1	43. 3. 15	
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		配偶者及び扶養 配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える		
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)		同 左		障害者・老年者 寡婦・勤労学生 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000 円 特別障害 80,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000 円		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左				
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		生命保険料		
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 +7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		
	基礎控除	100,000円		同 左		社会保険料		
							1年間の支払い金額の全額	
市 民 税	均等割	400円		同 左		均等割		
	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		所得割		
						15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		
						均等割		
						100 円		
						所得割		
						150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%		
						※特別控除の廃止		
	税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		配当控除	
		配 当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。	
摘 要		○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円		

市民税の税歴(4/24)

賦課期日・申告期限	昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
	44. 1. 1	44. 3. 15	45. 1. 1	45. 3. 16	46. 1. 1	46. 3. 15	47. 1. 1	47. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 60,000円を加える	配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき 80,000円を加える	配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき 100,000円を加える	配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき 110,000円を加える			
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 70,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ80,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ90,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ100,000円			
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	同 左	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超えたときは27,500円	同 左			
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左	同 左			
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左	同 左			
	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000円)	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000円)	総所得金額の 5% (10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)	同 左			
基礎控除	基礎控除	120,000円	130,000円	140,000円	150,000円			
	均等割	400円	同 左	同 左	同 左			
市民税	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	同 左	同 左	同 左			
	均等割	100円	同 左	同 左	同 左			
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同 左	同 左	同 左			
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。	同 左	同 左	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%			
	摘要	白色専従者控除 150,000円	S45.1.1 以降の土地建物等の譲 渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円	同 左	同 左	白色専従者控除 165,000円		

市民税の税歴(5/24)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48. 1. 1	48. 3. 15	49. 1. 1	49. 3. 15	50. 1. 1	50. 3. 15	51. 1. 1	51. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同	左
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同	左
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)		同 左		同 左		総所得金額の5%(5万円超のとき は5万円) 超過額(限度 200万円)	
	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同	左
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		1,200円	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		300円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	S47.1.1以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同 左	

市民税の税歴(6/24)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度		
賦課期日・申告期限		52. 1. 1	52. 3. 15	53. 1. 1	53. 3. 15	54. 1. 1	54. 3. 16	55. 1. 1	55. 3. 15	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左		
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左		
	基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円		
市民税	均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円		
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		
	均等割	300円		同 左		同 左		500円		
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左		
	税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。	
		摘要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4 を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4 を総合課税) 短期 市 8% 府 4%	

市民税の税歴(7/24)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1	56. 3. 15	57. 1. 1	57. 3. 15	58. 1. 1	58. 3. 15	59. 1. 1	59. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	220,000円		同 左		同 左		260,000円	
市民税	均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
府民税	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		

市民税の税歴(8/24)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度	
賦課期日・申告期限		60. 1. 1	60. 3. 15	61. 1. 1	61. 3. 15	62. 1. 1	62. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同 左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000 円		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下 全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左	
	基礎控除	260,000 円		同 左		同 左	
市民税	均等割	2,000 円		同 左		同 左	
	所得割	20 万円以下の金額 2.5 % 20 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 95 万円 " 6 % 120 万円 " 7 % 220 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同 左		同 左	
府民税	均等割	700 円		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %				

市民税の税歴(9/24)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1	63. 3. 15	64. 1. 1	元. 3. 15	H2. 1. 1	H2. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同	左	配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同	左	○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
	A 給与所得 B 給与所得以外	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33 合計所得金額は 800万円以下が対象		同	左	300,000-{(A-350,000)×30/35} 合計所得金額は1,000万円以下が対象	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 納税者が老年者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者控除 480,000 円 寡婦(夫) 240,000 円 勤労学生 240,000 円			普通障害 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 260,000 円 寡婦(夫) 300,000 円 勤労学生 260,000 円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000 円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは 10万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同	左	
市民税	基礎控除	280,000 円		同	左	300,000 円	
	均等割	2,000 円		同	左	同	左
	所得割	60 万円以下の金額 3 % 60 万円を超える金額 5 % 130 万円 " 7 % 260 万円 " 8 % 460 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 %	120 万円以下の金額 3 % 120 万円を超える金額 8 % 500 万円 " 11 %		同	左	
府民税	均等割	700 円		同	左	同	左
	所得割	130 万円以下の金額 2 % 260 万円 " 3 % 260 万円を超える金額 4 %	500 万円以下の金額 2 % 500 万円を超える金額 4 %		同	左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える 部分は上記率の1/2 で控除する。		同	左	同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2.5 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 (S62.10.1以降の譲渡) 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (S63.3.31までの譲渡で、4,000 万円 超の部分は、市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、 市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 □特定支出控除の創設	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、 市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % 特定支出控除 (給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)				

市民税の税歴(10/24)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1	H3. 3. 15	H4. 1. 1	H4. 3. 16	H5. 1. 1	H5. 3. 15	H6. 1. 1	H6. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額								
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円(日本赤十字社も対象)		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左	
均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左	
市民税	所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 " 11%		同	左	同	左	同	左
府民税	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
府民税	所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同	左	同	左	同	左	
				○優良住宅地等の 造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%		○特定市街化区域 農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%		○その他 市6% 府3% □平成6年度限り所得割の 20%(20万円限度)を減 税	

市民税の税歴(11/24)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1	H7. 3. 15	H8. 1. 1	H 8. 3. 15	H 9. 1. 1	H 9. 3. 17
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円		同 左		同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 50,000 円以上 100,000 円以上 ○配偶者控除なし 400,000 円未満 400,000 円以上 450,000 円以上	330,000円 100,000円未満 300,000円 300,000 - (A - 50,000)	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同 左	
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、 1,000 万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000 円 280,000 円 480,000 円 300,000 円		同 左		同 左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同 左		同 左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)			同 左		同 左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円			同 左		同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左		同 左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額			同 左		同 左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)			同 左		同 左
基礎控除	330,000 円			同 左		同 左	
市民税	均等割	2,000 円		2,500 円		同 左	
	所得割	200 万円以下の金額 200 万円を超える金額 700 万円	3 % 8 % 11 %	同 左		200 万円 以下の金額 3 % 200 万円 を超える金額 8 % 700 万円 // 12 %	
府民税	均等割	700 円		1,000 円		同 左	
	所得割	700 万円以下の金額 700 万円を超える金額	2 % 4 %	同 左		700 万円 以下の金額 2 % 700 万円 を超える金額 3 %	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 6 % 府 3 % 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税			同 左	○その他 4,000万円以下 市 5.5 % 府 2 % 4,000万円超える 市 6 % 府 3 % □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税	○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円超える 8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 % 8,000万円超える 市 6 % 府 3 %

市民税の税歴(12/24)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1	H10. 3. 16	H11. 1. 1	H11. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000 円未満 100,000 円以上 330,000 円 - (A - 50,000 円) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 450,000 円以上 750,000円未満 380,000 円 - (A - 380,000 円) 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円	330,000円 330,000円 30,000円	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000 円 280,000 円 480,000 円 300,000 円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000 円 300,000 円 480,000 円 300,000 円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同	左
市民 税	基礎控除	330,000 円		同	左
	均等割	2,500 円		同	左
	所得割	200 万円以下の金額 200 万円を超える金額 700 万円 "	3 % 8 % 11 %	200 万円以下の金額 200 万円を超える金額 700 万円 "	3 % 8 % 10 %
府民 税	均等割	1,000 円		同	左
	所得割	700 万円以下の金額 700 万円を超える金額	2 % 4 %	700 万円以下の金額 700 万円を超える金額	2 % 3 %
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で 控除する。		同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2 % 8,000万円を超える 市 6 % 府 3 % ○短期 市 8 % 府 4 % ○超短期 市 11% 府 4 % 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同	左	○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税

市民税の税歴(13/24)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1	H12. 3. 15	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円			同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			同左		同左
	A 配偶者の合計所得金額						
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円			同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
基礎控除	330,000円			同左		同左	
市民税	均等割	2,500円			同左		同左
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%			同左		同左
	均等割	1,000円			同左		同左
府民税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%			同左		同左
	均等割	1,000円			同左		同左
税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。				同左		同左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			同左 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円

市民税の税歴(14/24)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) A 配偶者の合計 所得金額	330,000円 30,000円		同左		○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円		同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
	基礎控除	330,000円			同左		同左
市民 税	均等割	2,500円			3,000円		同左
	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%		同左		同左
	均等割	1,000円			同左		同左
府 民 税	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%		同左		同左
	均等割	1,000円			同左		同左
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率 の1/2で控除する。			同左		同左
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円			○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (200万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)

市民税の税歴(15/24)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1	H18. 3. 15	H19. 1. 1	H19. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000-(A-380,000) A 配偶者の合計所得金額 750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
市民税	均等割	3,000円		同	左
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6%(一律)	
府民税	均等割	1,000円		同	左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4%(一律)	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		

市民税の税歴(16/24)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1	H20. 3. 17	H21. 1. 1	H21. 3. 16	H22. 1. 1	H22. 3. 16
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同 左		同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000-(A-380,000)	330,000円		同 左		同 左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	30,000円				
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円		同 左		同 左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同 左		同 左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)			同 左		同 左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			(税額控除に改組)		同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左		同 左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同 左		同 左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)			同 左		同 左
基礎控除		330,000円		同 左		同 左	
税率	市民税均等割		3,000円				
	市民税所得割		6%(一律)				
	府民税均等割		1,000円		同 左		同 左
	府民税所得割		4%(一律)				
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同 左		同 左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額			同 左		所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額
	寄附金税額控除						・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度市・府民税の減額措置						
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用)			同 左		同 左	

市民税の税歴(17/24)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1	H23. 3. 15	H24. 1. 1	H24. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除(16歳～18歳) 特定扶養控除(19歳～22歳) 同居老親等扶養控除	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 450,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) 750,000円以上760,000円未満	330,000円 30,000円	同左	
	A…配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 同居特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 530,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)		同左	
	基礎控除	330,000円		同左	
税率	市民税均等割	3,000円		同左	
	市民税所得割	6%(一律)			
	府民税均等割	1,000円			
	府民税所得割	4%(一律)			
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同左	
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同左		
			○0歳～15歳の扶養控除の廃止		

市民税の税歴(18/24)

		平成25年度		平成26年度	
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1	H25. 3. 15	H26. 1. 1	H26. 3. 17
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,000円		3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,000円		1,500円	
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(19/24)

		平成27年度		平成28年度	
賦課期日・申告期限		H27. 1. 1	H27. 3. 16	H28. 1. 1	H28. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,500円		1,800円	
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(20/24)

		平成29年度		平成30年度	
賦課期日・申告期限		H29. 1. 1	H29. 3. 15	H30. 1. 1	H30. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同左及びセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)導入	
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800円		同	左
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(21/24)

		令和元年度		令和2年度		
賦課期日・申告期限		H31. 1. 1	H31. 3. 15	R2. 1. 1	R2. 4. 15	
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円			同 左	
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 900,000円以下 330,000円 900,000円超 950,000円以下 310,000円 950,000円超1,000,000円以下 260,000円 1,000,000円超1,050,000円以下 210,000円	1,050,000円超1,100,000円以下 160,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 110,000円 1,150,000円超1,200,000円以下 60,000円 1,200,000円超1,230,000円以下 30,000円		同 左	
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円			同 左	
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円		同 左	
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。			同 左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)			同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)			同 左	
	基礎控除	330,000円			同 左	
	税率	市民税均等割 3,500円 市民税所得割 6%(一律) 府民税均等割 1,800円 府民税所得割 4%(一律)			同 左	
	税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同 左
		住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算			同 左
寄附金税額控除		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)			同 左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同 左		

市民税の税歴(22/24)

		令和3年度		令和4年度	
賦課期日・申告期限		R3. 1. 1	R3. 4. 15	R4. 1. 1	R4. 4. 15
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1,000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 1,000,000円以下 330,000円 1,000,000円超1,050,000円以下 310,000円 1,050,000円超1,100,000円以下 260,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 210,000円	1,150,000円超1,200,000円以下 160,000円 1,200,000円超1,250,000円以下 110,000円 1,250,000円超1,300,000円以下 60,000円 1,300,000円超1,330,000円以下 30,000円	同	左
	障害者 寡婦 勤労学生 ひとり親	普通障害・寡婦・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 ひとり親 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円	地震保険料 5,000円以下 1/2 5,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)		同	左
	基礎控除	合計所得金額 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし	基礎控除額	同	左
	税率	市民税均等割	3,500円	同	左
		市民税所得割	6%(一律)	同	左
		府民税均等割	1,800円	同	左
	府民税所得割	4%(一律)	同	左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得・特別特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(23/24)

		令和5年度		令和6年度	
賦課期日・申告期限		R5. 1. 1	R5. 4. 15	R6. 1. 1	R6. 4. 15
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1,000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 1,000,000円以下 330,000円 1,000,000円超1,050,000円以下 310,000円 1,050,000円超1,100,000円以下 260,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 210,000円	1,150,000円超1,200,000円以下 160,000円 1,200,000円超1,250,000円以下 110,000円 1,250,000円超1,300,000円以下 60,000円 1,300,000円超1,330,000円以下 30,000円	同	左
	障害者 寡婦 勤労学生 ひとり親	普通障害・寡婦・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 ひとり親 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円	地震保険料 5,000円以下 1/2 5,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)		同	左
	基礎控除	合計所得金額 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし	基礎控除額	同	左
	税率	市民税均等割	3,500円	同	左
		市民税所得割	6%(一律)	同	左
		府民税均等割	1,800円	同	左
	府民税所得割	4%(一律)	同	左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得・特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
			特別税額控除(定額減税)の創設		
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(24/24)

		令和7年度		
賦課期日・申告期限		R7. 1. 1	R7. 4. 15	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円	※配偶者控除については、納税者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が通減する。	
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 1,000,000円以下 330,000円 1,000,000円超 1,050,000円以下 310,000円 1,050,000円超 1,100,000円以下 260,000円 1,100,000円超 1,150,000円以下 210,000円	1,150,000円超 1,200,000円以下 160,000円 1,200,000円超 1,250,000円以下 110,000円 1,250,000円超 1,300,000円以下 60,000円 1,300,000円超 1,330,000円以下 30,000円 ※納税者の合計所得金額が900万円超のときは、控除額が通減する。	
	障害者 寡婦 勤労学生 ひとり親	普通障害・寡婦・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 ひとり親 300,000円		
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円	地震保険料 5,000円以下 1/2 5,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)		
	基礎控除	合計所得金額	基礎控除額	
	税率	市民税均等割	3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)		
	府民税均等割	1,800円		
	府民税所得割	4%(一律)		
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得・特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		
	特別税額控除	控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(合計所得金額が48万円以下である者で国内に住所を有するもの)を有する納税義務者について、令和7年度に限り、納税義務者本人の所得割額から1万円を控除する(合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る)。		
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用)			

諸税の税歴(1/18)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
市	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円
市	たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左
	固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左
	都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(2/18)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	
電気税・ガス税	7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	
特別土地保有税	—————	—————	—————	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(3/18)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
市民	市民税				
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円 2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	
電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左	
ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100	

諸税の税歴(4/18)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税	法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 自家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 自家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,450 円 その他 4,300 円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左 ミニカー 2,500円
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5/18)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人税	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同左	同左	同左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	同左	同左	
市たばこ消費税 (平成元年度より市たばこ税)	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63年3月31日までの間、従量割の税率は1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左	
電気税	5/100	廃止	——	——	
ガス税	2/100	廃止	——	——	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 遊休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	

諸税の税歴(6/18)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左
市たばこ税		1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	1,000本につき ・旧三級品以外 2,434円 ・旧三級品 1,155円	1,000本につき 2,434円 (5月1日から2,668円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円 (5月1日から1,266円)	1,000本につき 2,668円 (7月1日から2,997円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,266円 (7月1日から1,412円)
固定資産税		1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税		保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止
都市計画税		0.3/100	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(7/18)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻たば こは1,000本につき1,412円 (7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本につ き1,564円	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本につ き1,564円 (10月1日から2,190円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	

諸税の税歴(8/18)

		平成23～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法人税割		14.7/100	同 左	12.1/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける三輪以上の軽自動車 3輪のもの 3,900円 4輪の営業用貨物 3,800円 " 自家用貨物 5,000円 " 営業用乗用 6,900円 " 自家用乗用 10,800円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	
市たばこ税	1,000本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,190円	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,495円	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(9/18)

		平成28年度																																																																												
法人税割		12.1/100																																																																												
	法人税割																																																																													
法人市民税	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円																																																																												
		○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円																																																																												
		○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円																																																																												
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円																																																																												
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円																																																																												
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円																																																																												
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円																																																																												
		○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円																																																																												
		○その他 60,000円																																																																												
		軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 2,000円																																																																										
90 " 2,000円																																																																														
125 " 2,400円																																																																														
ミニカー 3,700円																																																																														
軽自動車	2輪のもの 3,600円																																																																													
	※3輪以上は、右の表のとおり																																																																													
	2輪の小型自動車 6,000円																																																																													
	小型特殊自動車			農耕作業用 2,400円																																																																										
				その他 5,900円																																																																										
			■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="4">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。 ※2 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成28年度は、平成14年12月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いためその年の12月に読み替えて判断。 ※3 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。</p> <p>■グリーン化特例 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th rowspan="2">電気軽自動車など</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>乗用車</th> <th>低</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準+20%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td></td> <td>3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td></td> <td>2,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>			車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円		三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	車種区分	標準税額	電気軽自動車など	← 環境性能 →				高	乗用車	低	乗用車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車	営業用	6,900円	1,800円					四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円		営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円		三輪			3,900円	1,000円	2,000円		3,000円
	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3																																																																									
	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																																																																									
			乗用・営業用	5,500円	6,900円																																																																									
貨物・自家用			4,000円	5,000円																																																																										
貨物・営業用			3,000円	3,800円																																																																										
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円																																																																										
車種区分	標準税額	電気軽自動車など	← 環境性能 →																																																																											
			高	乗用車	低	乗用車																																																																								
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車																																																																							
	営業用	6,900円	1,800円																																																																											
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円																																																																								
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円																																																																								
三輪			3,900円	1,000円	2,000円		3,000円																																																																							
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,925円																																																																													
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																													
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																													
都市計画税	0.3 / 100																																																																													
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																													

諸税の税歴(10/18)

		平成29年度																																																																	
法人税割		12.1/100																																																																	
	法人税割																																																																		
法人市民税	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円																																																																	
		○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円																																																																	
		○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円																																																																	
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円																																																																	
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円																																																																	
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円																																																																	
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円																																																																	
		○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円																																																																	
		○その他 60,000円																																																																	
		軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 2,000円																																																															
90 " 2,000円																																																																			
125 " 2,400円																																																																			
ミニカー 3,700円																																																																			
軽自動車	2輪のもの 3,600円																																																																		
	※3輪以上は、右の表のとおり																																																																		
	2輪の小型自動車 6,000円																																																																		
	小型特殊自動車																																																																		
	農耕作業用 2,400円 その他 5,900円																																																																		
				■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。 ※2 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成29年度は、平成16年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えて判断。 ※3 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。</p> <p>■グリーン化特例 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成29年度分に限り軽自動車税を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">高 ← 環境性能 → 低</th> </tr> <tr> <th>電気軽自動車など</th> <th>貨物車 平成27年度 燃費基準+ 35%達成車</th> <th>乗用車 平成32年度 燃費基準+ 20%達成車</th> <th>貨物車 平成27年度 燃費基準+ 15%達成車</th> <th>乗用車 平成32年度 燃費基準+ 達成車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	三輪	貨物・自家用	4,000円	5,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	車種区分	標準税額	高 ← 環境性能 → 低				電気軽自動車など	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 35%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 20%達成車	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 15%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円
車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3																																																															
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																																																															
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																																																															
	三輪	貨物・自家用	4,000円	5,000円																																																															
		貨物・営業用	3,000円	3,800円																																																															
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円																																																															
車種区分	標準税額	高 ← 環境性能 → 低																																																																	
		電気軽自動車など	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 35%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 20%達成車	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 15%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 達成車																																																													
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																														
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																														
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																														
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																														
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																														
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき3,355円																																																																		
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																		
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																		
都市計画税	0.3 / 100																																																																		
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																		

諸税の税歴(11/18)

		平成30年度																														
法人税割	法人税割	12. 1/100																														
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																														
市	市民税	原動機付自転車	■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1（一部除外有） ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1（一部除外有） ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	三輪	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円
		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1（一部除外有） ※2																										
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																											
		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																											
	三輪	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																											
		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																											
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円																												
軽自動車税	50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円																															
市たばこ税	1,000本につき5,262円（10月1日から 5,692円） ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円																															
固定資産税	1. 4 / 100 （免税額） 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																															
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																															
都市計画税	0. 3/100																															
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																															

■グリーン化特例

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税を軽減。

車種区分	標準税額	高 ← 環境性能 → 低			
		電気軽自動車など	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 35%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 30%達成車	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 15%達成車
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	

諸税の税歴(12/18)

		令和元年度																																																												
法人税	法人税割	8.4/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)																																																												
	市 民 税	法人均等割	<table border="0"> <tr> <td>○資本金50億円超</td> <td>従業員数50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金10億円超50億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金10億円超</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1億円超10億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1億円超10億円以下</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円超1億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円超1億円以下</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>○その他</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> </table>	○資本金50億円超	従業員数50人超	3,600,000円	○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超	2,100,000円	○資本金10億円超	従業員数50人以下	492,000円	○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超	480,000円	○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下	192,000円	○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超	180,000円	○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下	156,000円	○資本金1千万円以下	従業員数50人超	144,000円	○その他		60,000円																																
○資本金50億円超	従業員数50人超	3,600,000円																																																												
○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超	2,100,000円																																																												
○資本金10億円超	従業員数50人以下	492,000円																																																												
○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超	480,000円																																																												
○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下	192,000円																																																												
○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超	180,000円																																																												
○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下	156,000円																																																												
○資本金1千万円以下	従業員数50人超	144,000円																																																												
○その他		60,000円																																																												
環境性能割	(10月1日から)	軽自動車の取得価額 × 税率																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【乗用】</th> <th colspan="3">【貨物】</th> </tr> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成</td> <td>平成27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成</td> <td>1.0%(※2)</td> <td>0.5%</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%(※2)</td> <td>1.0%</td> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNox10%低減)のことを言います。</p> <p>※2 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。</p>	【乗用】			【貨物】			軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成	平成27年度燃費基準+20%達成	令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%	上記以外の軽自動車	2.0%																								
【乗用】			【貨物】																																																											
軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																																									
電気自動車等(※1)	非課税	非課税	電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																																									
令和2年度燃費基準+10%達成			平成27年度燃費基準+20%達成																																																											
令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%																																																									
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%																																																									
上記以外の軽自動車		2.0%	上記以外の軽自動車		2.0%																																																									
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90" 2,000円 125" 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円	■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成18年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。 平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えます。</p> <p>※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> <p>■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">電気自動車等</th> <th>高</th> <th>低</th> <th>低</th> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四輪乗用</td> <td>自家用 10,800円 営業用 6,900円</td> <td>2,700円 1,800円</td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車 令和2年度燃費基準+30%達成車</td> <td>5,400円 3,500円</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車 令和2年度燃費基準+10%達成車</td> <td>8,100円 5,200円</td> </tr> <tr> <td>四輪貨物</td> <td>自家用 5,000円 営業用 3,800円</td> <td>1,300円 1,000円</td> <td>2,500円 1,900円</td> <td>3,800円 2,900円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	車種区分	標準税額	← 環境性能 →				電気自動車等	高	低	低	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	四輪乗用	自家用 10,800円 営業用 6,900円	2,700円 1,800円	平成27年度燃費基準+35%達成車 令和2年度燃費基準+30%達成車	5,400円 3,500円	平成27年度燃費基準+15%達成車 令和2年度燃費基準+10%達成車	8,100円 5,200円	四輪貨物	自家用 5,000円 営業用 3,800円	1,300円 1,000円	2,500円 1,900円	3,800円 2,900円			三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円	
		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																																								
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																																																										
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																																																										
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円																																																										
		貨物・自家用	4,000円	5,000円																																																										
貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																											
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																												
		電気自動車等	高	低	低																																																									
			貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																								
四輪乗用	自家用 10,800円 営業用 6,900円	2,700円 1,800円	平成27年度燃費基準+35%達成車 令和2年度燃費基準+30%達成車	5,400円 3,500円	平成27年度燃費基準+15%達成車 令和2年度燃費基準+10%達成車	8,100円 5,200円																																																								
四輪貨物	自家用 5,000円 営業用 3,800円	1,300円 1,000円	2,500円 1,900円	3,800円 2,900円																																																										
三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円																																																									
市たばこ税	1,000本につき5,692円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円(10月1日から5,692円)																																																													
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																													
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																													
都市計画税	0.3/100																																																													
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																													

諸税の税歴(13/18)

		令和2年度																																												
法人税割	法人税割	8.4/100																																												
	人市民税	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																												
環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率																																													
	【乗用】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成</td> <td>1.0%(※2)</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%(※2)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> 【貨物】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成	令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	平成27年度燃費基準+20%達成	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%															
軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																												
電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																												
令和2年度燃費基準+10%達成																																														
令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%																																												
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%																																												
上記以外の軽自動車		2.0%																																												
軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																												
電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																												
平成27年度燃費基準+20%達成																																														
平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%																																												
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%																																												
上記以外の軽自動車		2.0%																																												
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90" 2,000円 125" 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円	■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	貨物・自家用	4,000円	5,000円		貨物・営業用	3,000円	3,800円																			
	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																									
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																																										
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																																										
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円																																										
		貨物・自家用	4,000円	5,000円																																										
	貨物・営業用	3,000円	3,800円																																											
	■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 → 低</th> </tr> <tr> <th>電気自動車等</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>令和2年度燃費基準+30%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>令和2年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	標準税額	← 環境性能 → 低				電気自動車等	貨物車	乗用車	貨物車			平成27年度燃費基準+35%達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	令和2年度燃費基準+10%達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
車種区分	標準税額			← 環境性能 → 低																																										
		電気自動車等	貨物車	乗用車	貨物車																																									
		平成27年度燃費基準+35%達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	令和2年度燃費基準+10%達成車																																									
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																									
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																									
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																									
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																									
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																									
市たばこ税	1,000本につき5,692円(10月1日から6,122円)																																													
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																													
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																													
都市計画税	0.3/100																																													
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																													

諸税の税歴(14/18)

		令和3年度																																																																																																																					
法人税割		8.4/100																																																																																																																					
市	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																																																																					
民	環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率 【乗用・貨物】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車（三輪以上）の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等（※1）</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成</td> <td rowspan="2">1.0%（※2）</td> <td rowspan="2">0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成</td> <td rowspan="2">2.0%（※2）</td> <td rowspan="2">1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減）のことを言います。</p> <p>※2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。</p>		軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等（※1）	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成	1.0%（※2）	0.5%	令和12年度燃費基準60%達成	令和12年度燃費基準55%達成	2.0%（※2）	1.0%	上記以外の軽自動車																																																																																																						
軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用																																																																																																																					
電気自動車等（※1）	非課税	非課税																																																																																																																					
令和12年度燃費基準75%達成	1.0%（※2）	0.5%																																																																																																																					
令和12年度燃費基準60%達成																																																																																																																							
令和12年度燃費基準55%達成	2.0%（※2）	1.0%																																																																																																																					
上記以外の軽自動車																																																																																																																							
税	種別割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">原動機付自転車</th> <th colspan="4">■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> <td rowspan="4">軽自動車 四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>90 "</td> <td>2,000円</td> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>125 "</td> <td>2,400円</td> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 2輪のもの</td> <td>3,600円</td> <td rowspan="2">三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>※3輪以上は、右の表のとおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車 農耕作業用</td> <td>2,400円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成20年3月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。</p> <p>※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> <p>■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）を軽減します。 令和3年4月1日から令和5年3月31日に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車等に限定されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th rowspan="2">電気自動車等</th> <th colspan="4">← 環境性能 → 高 → 低</th> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車(※1)</td> <td>令和2年度燃費基準+30%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車(※1)</td> <td>令和2年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td></td> <td>5,400円(※1)</td> <td></td> <td>8,100円(※1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td></td> <td>3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td></td> <td>2,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円(※2)</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円(※3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 令和3年度をもって、グリーン化特例（軽減）の対象外となります。 (※2) 営業用乗用車に限り、令和4・5年度分は、令和12年度燃費基準90%達成車に基準が切り替えられます。 (※3) 営業用乗用車に限り、令和4・5年度分は、令和12年度燃費基準70%達成車に基準が切り替えられます。</p>		原動機付自転車		■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）						車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2	50cc以下	2,000円	軽自動車 四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	90 "	2,000円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	125 "	2,400円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	ミニカー	3,700円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	軽自動車 2輪のもの	3,600円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	※3輪以上は、右の表のとおり						2輪の小型自動車	6,000円					小型特殊自動車 農耕作業用	2,400円					その他	5,900円					車種区分	標準税額	電気自動車等	← 環境性能 → 高 → 低				貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	平成27年度燃費基準+35%達成車(※1)	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車(※1)	令和2年度燃費基準+10%達成車	営業用	6,900円	1,800円		5,400円(※1)		8,100円(※1)	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円		営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円		三輪	3,900円	1,000円	2,000円	2,000円(※2)	3,000円	3,000円(※3)
原動機付自転車		■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）																																																																																																																					
		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2																																																																																																																		
50cc以下	2,000円	軽自動車 四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																																																																	
90 "	2,000円		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																																																																	
125 "	2,400円		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																																																																	
ミニカー	3,700円		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																																																																	
軽自動車 2輪のもの	3,600円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																																																																																	
※3輪以上は、右の表のとおり																																																																																																																							
2輪の小型自動車	6,000円																																																																																																																						
小型特殊自動車 農耕作業用	2,400円																																																																																																																						
その他	5,900円																																																																																																																						
車種区分	標準税額	電気自動車等	← 環境性能 → 高 → 低																																																																																																																				
			貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																																																																																	
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	平成27年度燃費基準+35%達成車(※1)	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車(※1)	令和2年度燃費基準+10%達成車																																																																																																																
	営業用	6,900円	1,800円		5,400円(※1)		8,100円(※1)																																																																																																																
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円																																																																																																																	
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円																																																																																																																	
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	2,000円(※2)	3,000円	3,000円(※3)																																																																																																																	
市たばこ税		1,000本につき6,122円(10月1日から6,552円)																																																																																																																					
固定資産税		1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																																																																					
特別土地保有税		平成15年度から課税停止																																																																																																																					
都市計画税		0.3/100																																																																																																																					
入湯税		宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																																																																					

諸税の税歴(15/18)

		令和4年度																																
法人税割	8.4/100																																	
市	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																
民	環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率 【乗用・貨物】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車（三輪以上）の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等（※）</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成</td> <td rowspan="2">1.0%</td> <td rowspan="2">0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td rowspan="2">1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> </tr> </tbody> </table> ※電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減）のことを言います。	軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等（※）	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成	1.0%	0.5%	令和12年度燃費基準60%達成	令和12年度燃費基準55%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車																		
軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用																																
電気自動車等（※）	非課税	非課税																																
令和12年度燃費基準75%達成	1.0%	0.5%																																
令和12年度燃費基準60%達成																																		
令和12年度燃費基準55%達成	2.0%	1.0%																																
上記以外の軽自動車																																		
税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 〃 2,000円 125 〃 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円	■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1 （一部除外有） ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td rowspan="4">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table> ※1 平成21年3月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。 平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。 ※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1 （一部除外有） ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円								
車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1 （一部除外有） ※2																														
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																														
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																														
		貨物・自家用	4,000円	5,000円																														
		貨物・営業用	3,000円	3,800円																														
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円																														
	グリーン化特例	平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）を軽減します。 令和3年4月1日から令和5年3月31日に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車等に限定されます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="3">← 環境性能 → 低</th> </tr> <tr> <th>電気自動車等</th> <th>令和12年度燃費基準90%達成</th> <th>令和12年度燃費基準70%達成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円 ※</td> </tr> </tbody> </table> ※営業乗用車のみが対象です。	車種区分	標準税額	← 環境性能 → 低			電気自動車等	令和12年度燃費基準90%達成	令和12年度燃費基準70%達成	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円		営業用	3,800円	1,000円		三輪		3,900円	1,000円	2,000円 ※
車種区分	標準税額	← 環境性能 → 低																																
		電気自動車等	令和12年度燃費基準90%達成	令和12年度燃費基準70%達成																														
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円																															
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円																														
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円																															
	営業用	3,800円	1,000円																															
三輪		3,900円	1,000円	2,000円 ※																														
市たばこ税	1,000本につき6,552円																																	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																	
都市計画税	0.3/100																																	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																	

諸税の税歴(16/18)

		令和5年度																																																																																																
法人税	法人税割	8.4/100																																																																																																
	法人均等割	<table border="0"> <tr> <td>○資本金50億円超</td> <td>従業員数50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金10億円超50億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金10億円超</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1億円超10億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1億円超10億円以下</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円超1億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円超1億円以下</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>○その他</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> </table>		○資本金50億円超	従業員数50人超	3,600,000円	○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超	2,100,000円	○資本金10億円超	従業員数50人以下	492,000円	○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超	480,000円	○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下	192,000円	○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超	180,000円	○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下	156,000円	○資本金1千万円以下	従業員数50人超	144,000円	○その他		60,000円																																																																				
○資本金50億円超	従業員数50人超	3,600,000円																																																																																																
○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超	2,100,000円																																																																																																
○資本金10億円超	従業員数50人以下	492,000円																																																																																																
○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超	480,000円																																																																																																
○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下	192,000円																																																																																																
○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超	180,000円																																																																																																
○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下	156,000円																																																																																																
○資本金1千万円以下	従業員数50人超	144,000円																																																																																																
○その他		60,000円																																																																																																
環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率	<p>軽自動車(環境性能割)の税率 【令和5年12月31日まで】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">電気自動車等 ※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリンハイブリッド車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準75%達成車 *</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>平成27年度燃費基準25%向上達成車</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリンハイブリッド車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準60%達成車 *</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>平成27年度燃費基準20%向上達成車</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準55%達成車 *</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>平成27年度燃費基準15%向上達成車</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の軽自動車</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【令和6年1月1日から】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">電気自動車等 ※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリンハイブリッド車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準80%達成車 *</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準105%達成車</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリンハイブリッド車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準70%達成車 *</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準達成車</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準60%達成車 *</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準95%達成車</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の軽自動車</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOx10%低減達成)のことを言います。 ※2 (★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車 * 令和2年度燃費基準達成車であること</p>		軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率				自家用	営業用	電気自動車等 ※1				ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準75%達成車 *	非課税	貨物	平成27年度燃費基準25%向上達成車	非課税	ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	1.0%	貨物	平成27年度燃費基準20%向上達成車	0.5%	※2	乗用	令和12年度燃費基準55%達成車 *	1.0%	貨物	平成27年度燃費基準15%向上達成車	2.0%	上記以外の軽自動車			2.0%	軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率				自家用	営業用	電気自動車等 ※1				ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準80%達成車 *	非課税	貨物	令和4年度燃費基準105%達成車	非課税	ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準70%達成車 *	1.0%	貨物	令和4年度燃費基準達成車	0.5%	※2	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	1.0%	貨物	令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%	上記以外の軽自動車			2.0%																					
	軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率																																																																																															
		自家用	営業用																																																																																															
電気自動車等 ※1																																																																																																		
ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準75%達成車 *	非課税																																																																																															
	貨物	平成27年度燃費基準25%向上達成車	非課税																																																																																															
ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	1.0%																																																																																															
	貨物	平成27年度燃費基準20%向上達成車	0.5%																																																																																															
※2	乗用	令和12年度燃費基準55%達成車 *	1.0%																																																																																															
	貨物	平成27年度燃費基準15%向上達成車	2.0%																																																																																															
上記以外の軽自動車			2.0%																																																																																															
軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率																																																																																																
		自家用	営業用																																																																																															
電気自動車等 ※1																																																																																																		
ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準80%達成車 *	非課税																																																																																															
	貨物	令和4年度燃費基準105%達成車	非課税																																																																																															
ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準70%達成車 *	1.0%																																																																																															
	貨物	令和4年度燃費基準達成車	0.5%																																																																																															
※2	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	1.0%																																																																																															
	貨物	令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%																																																																																															
上記以外の軽自動車			2.0%																																																																																															
軽自動車税	種別割	<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>90 "</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125 "</td> <td>2,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪のもの</td> <td>3,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※3輪以上は、右の表のとおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> <td></td> </tr> </table> <p>■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成22年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えます。 ※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。 ■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減します。 令和3年4月1日から令和5年3月31日に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車などに限定されます。 適用期限が3年間又は2年間延長され、令和5年4月1日から令和8年3月31日(下の表の※2のものは令和7年3月31日)に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などが対象となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="3">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>低</th> <th>低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和12年度燃費基準90%以上達成し、かつ、令和2年度燃費基準達成 令和7年度取得分まで ※2 令和12年度燃費基準70%以上達成し、かつ、令和2年度燃費基準達成 令和6年度取得分まで ※3 乗用営業用の車両のみ</p>		原動機付自転車			50cc以下	2,000円		90 "	2,000円		125 "	2,400円		ミニカー	3,700円		軽自動車			2輪のもの	3,600円		※3輪以上は、右の表のとおり			2輪の小型自動車	6,000円		小型特殊自動車			農耕作業用	2,400円		その他	5,900円		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円			貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	車種区分	標準税額	← 環境性能 →			高	低	低	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円		営業用	3,800円	1,000円		三輪		3,900円	1,000円	2,000円 ※3
	原動機付自転車																																																																																																	
50cc以下	2,000円																																																																																																	
90 "	2,000円																																																																																																	
125 "	2,400円																																																																																																	
ミニカー	3,700円																																																																																																	
軽自動車																																																																																																		
2輪のもの	3,600円																																																																																																	
※3輪以上は、右の表のとおり																																																																																																		
2輪の小型自動車	6,000円																																																																																																	
小型特殊自動車																																																																																																		
農耕作業用	2,400円																																																																																																	
その他	5,900円																																																																																																	
車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																																																																														
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																																																																																														
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																																																																																														
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																																																													
		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																																													
		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																																													
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																																																
		高	低	低																																																																																														
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円																																																																																															
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円																																																																																														
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円																																																																																															
	営業用	3,800円	1,000円																																																																																															
三輪		3,900円	1,000円	2,000円 ※3																																																																																														
市たばこ税	1,000本につき6,552円																																																																																																	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額)																																																																																																	
	土地	30万円																																																																																																
	家屋	20万円																																																																																																
	償却資産	150万円																																																																																																
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																																																	
都市計画税	0.3/100																																																																																																	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																																																	

諸税の税歴(17/18)

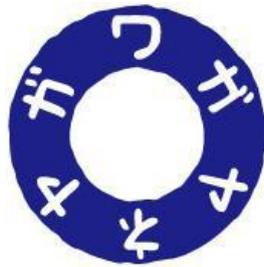
		令和6年度																																						
法人税	法人税割	8.4/100																																						
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																						
環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率 軽自動車(環境性能割)の税率 【令和6年4月1日から】	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">電気自動車等 ※1</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準80%達成車 *</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準105%達成車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハイブリット車</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準70%達成車 *</td> <td rowspan="2">1.0%</td> <td rowspan="2">0.5%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準60%達成車 *</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td rowspan="2">1.0%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準95%達成車</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記以外の軽自動車</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOx10%低減達成)のことを言います。 ※2 (★★★)平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車 * 令和2年度燃費基準達成車であること</p>		軽自動車(三輪以上)の車種区分			税率		自家用	営業用	電気自動車等 ※1			非課税	非課税	ガソリン車	乗用	令和12年度燃費基準80%達成車 *	貨物	令和4年度燃費基準105%達成車	ハイブリット車	乗用	令和12年度燃費基準70%達成車 *	1.0%	0.5%	貨物	令和4年度燃費基準達成車	※2	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	2.0%	1.0%	貨物	令和4年度燃費基準95%達成車	上記以外の軽自動車				2.0%	
	軽自動車(三輪以上)の車種区分						税率																																	
自家用				営業用																																				
電気自動車等 ※1			非課税	非課税																																				
ガソリン車	乗用	令和12年度燃費基準80%達成車 *																																						
	貨物	令和4年度燃費基準105%達成車																																						
ハイブリット車	乗用	令和12年度燃費基準70%達成車 *	1.0%	0.5%																																				
	貨物	令和4年度燃費基準達成車																																						
※2	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	2.0%	1.0%																																				
	貨物	令和4年度燃費基準95%達成車																																						
上記以外の軽自動車				2.0%																																				
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 (特定小型原付を含む) 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円	■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成23年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いためその年の12月に読み替えます。 ※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> ■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減します。 令和3年4月1日から令和5年3月31日に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車などに限定されます。 適用期限が3年間又は2年間延長され、令和5年4月1日から令和8年3月31日(下の表の※2のものは令和7年3月31日)に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などが対象となります。	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円													
	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																			
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																																				
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																																				
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円																																				
		貨物・自家用	4,000円	5,000円																																				
貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																					
市たばこ税	1,000本につき6,552円																																							
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																							
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																							
都市計画税	0.3/100																																							
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																							

諸税の税歴(18/18)

		令和7年度																																																																																																																																																													
法人税割		8.4/100																																																																																																																																																													
法人市民税		○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																																																																																																													
環境性能割		軽自動車の取得価額 × 税率 【令和7年4月1日から】軽自動車(環境性能割)の税率 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">電気自動車等 ※1</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準80%達成車 *</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリンハイブリット車 ※2</td> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準105%達成車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準75%達成車 *</td> <td rowspan="2">1.0%</td> <td rowspan="2">0.5%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準70%達成車 *</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td rowspan="2">1.0%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準95%達成車</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記以外の軽自動車</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成)のことを言います。</p> <p>※2 (★★★)平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車 * 令和2年度燃費基準達成車であること</p>		軽自動車(三輪以上)の車種区分			税率		自家用	営業用	電気自動車等 ※1			非課税	非課税	ガソリン車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準80%達成車 *	ガソリンハイブリット車 ※2	貨物	令和4年度燃費基準105%達成車		乗用	令和12年度燃費基準75%達成車 *	1.0%	0.5%	貨物	令和4年度燃費基準達成車		乗用	令和12年度燃費基準70%達成車 *	2.0%	1.0%	貨物	令和4年度燃費基準95%達成車	上記以外の軽自動車				2.0%																																																																																																																							
軽自動車(三輪以上)の車種区分			税率																																																																																																																																																												
			自家用	営業用																																																																																																																																																											
電気自動車等 ※1			非課税	非課税																																																																																																																																																											
ガソリン車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準80%達成車 *																																																																																																																																																													
	ガソリンハイブリット車 ※2	貨物	令和4年度燃費基準105%達成車																																																																																																																																																												
		乗用	令和12年度燃費基準75%達成車 *	1.0%	0.5%																																																																																																																																																										
	貨物	令和4年度燃費基準達成車																																																																																																																																																													
	乗用	令和12年度燃費基準70%達成車 *	2.0%	1.0%																																																																																																																																																											
	貨物	令和4年度燃費基準95%達成車																																																																																																																																																													
上記以外の軽自動車				2.0%																																																																																																																																																											
軽自動車税	種別割	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">原動機付自転車</th> <th colspan="4">■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに 最初の新規検査を受けた 車両 (旧税率)</th> <th>平成27年4月1日以後に 最初の新規検査を受けた 車両 (新税率)</th> <th colspan="2">最初の新規検査後13年を 超えた車両 (経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc超125cc以下かつ最高出力 4.0kW以下(新基準)</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定小型原付</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>90 "</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>125 "</td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">軽自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪のもの</td> <td>3,600円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">※3輪以上は、右の表のとおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">小型特殊自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成24年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。 平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。</p> <p>※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> <p>■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減します。 令和3年4月1日から令和5年3月31日に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車などに限定されます。 適用期限が3年間又は2年間延長され、令和5年4月1日から令和8年3月31日(下の表の※2のものは令和7年3月31日)に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などが対象となります。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="3">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>低</th> <th>低</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>電気自動車等</td> <td>令和12年度燃費基準90%達成 ※1</td> <td>令和12年度燃費基準70%達成 ※2</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円 ※3</td> <td>3,000円 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和12年度燃費基準90%以上達成し、かつ、令和2年度燃費基準達成 令和7年度取得分まで</p> <p>※2 令和12年度燃費基準70%以上達成し、かつ、令和2年度燃費基準達成 令和6年度取得分まで</p> <p>※3 乗用営業用の車両のみ</p>		原動機付自転車				■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの)				車種区分		平成27年3月31日までに 最初の新規検査を受けた 車両 (旧税率)	平成27年4月1日以後に 最初の新規検査を受けた 車両 (新税率)	最初の新規検査後13年を 超えた車両 (経年重課) ※1 (一部除外有) ※2				50cc以下	2,000円							50cc超125cc以下かつ最高出力 4.0kW以下(新基準)	2,000円							特定小型原付	2,000円							90 "	2,000円							125 "	2,400円							ミニカー	3,700円							軽自動車								2輪のもの	3,600円							※3輪以上は、右の表のとおり								2輪の小型自動車	6,000円							小型特殊自動車								農耕作業用	2,400円							その他	5,900円							車種区分	標準税額	← 環境性能 →			高	低	低			電気自動車等	令和12年度燃費基準90%達成 ※1	令和12年度燃費基準70%達成 ※2	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円		営業用	3,800円	1,000円		三輪	3,900円	1,000円	2,000円 ※3	3,000円 ※3
原動機付自転車				■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの)																																																																																																																																																											
車種区分		平成27年3月31日までに 最初の新規検査を受けた 車両 (旧税率)	平成27年4月1日以後に 最初の新規検査を受けた 車両 (新税率)	最初の新規検査後13年を 超えた車両 (経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																																																																																																																																											
50cc以下	2,000円																																																																																																																																																														
50cc超125cc以下かつ最高出力 4.0kW以下(新基準)	2,000円																																																																																																																																																														
特定小型原付	2,000円																																																																																																																																																														
90 "	2,000円																																																																																																																																																														
125 "	2,400円																																																																																																																																																														
ミニカー	3,700円																																																																																																																																																														
軽自動車																																																																																																																																																															
2輪のもの	3,600円																																																																																																																																																														
※3輪以上は、右の表のとおり																																																																																																																																																															
2輪の小型自動車	6,000円																																																																																																																																																														
小型特殊自動車																																																																																																																																																															
農耕作業用	2,400円																																																																																																																																																														
その他	5,900円																																																																																																																																																														
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																																																																																																													
		高	低	低																																																																																																																																																											
		電気自動車等	令和12年度燃費基準90%達成 ※1	令和12年度燃費基準70%達成 ※2																																																																																																																																																											
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円																																																																																																																																																												
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円																																																																																																																																																											
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円																																																																																																																																																												
	営業用	3,800円	1,000円																																																																																																																																																												
三輪	3,900円	1,000円	2,000円 ※3	3,000円 ※3																																																																																																																																																											
市たばこ税		1,000本につき6,552円																																																																																																																																																													
固定資産税		1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																																																																																																													
特別土地保有税		平成15年度から課税停止																																																																																																																																																													
都市計画税		0.3/100																																																																																																																																																													
入湯税		宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																																																																																																													

主な税制改正【令和6年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税	特別税額控除（定額減税）の実施	賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和7年度の個人市・府民税において特別税額控除（定額減税）が実施される。	令和6年度 (令和5年分) から	令和6
	令和6年能登半島地震に係る個人住民税における雑損控除の特例	「令和6年度能登半島地震による災害」について特定非常災害として指定されたことにより、令和6年能登半島地震による住宅や家財などの損害について、令和6年度の個人住民税においても雑損控除の適用が可能となる。		
	上場株式等の配当所得等や譲渡所得などの課税方式の統一	特定配当等及び特定株式等譲渡所得について、課税方式を所得税と一致された。これにより、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することが不可となる。		令和4
	国外居住親族に係る扶養控除の見直し	扶養控除等の対象となる国外居住扶養親族の要件が見直され、原則として30歳以上70歳未満の者が除外される。		令和2
	森林環境税の創設	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、個人住民税均等割と併せて、1人年額1,000円が森林環境税（国税）として賦課徴収される。		平成31



市 税 概 要 (令和7年度版)

令和8年1月発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市 市民サービス部 税制・市民税担当

大阪府寝屋川市本町1番1号

電話(072)813-1138(直通)

寝屋川市ホームページ <https://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

